
令和元年 9 月 宇美町議会定例会会議録 (第3日)

令和元年9月9日 (月曜日)

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (14名)

1 番 丸山 康夫	2 番 平野 龍彦
3 番 安川 繁典	4 番 藤木 泰
5 番 入江 政行	6 番 吉原 秀信
7 番 時任 裕史	8 番 黒川 悟
9 番 脇田 義政	10番 小林 征男
11番 飛賀 貴夫	12番 白水 英至
13番 南里 正秀	14番 古賀ひろ子

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典	
書記 太田 美和	書記 松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 木原 忠	副町長 …………… 高場 英信
教育長 …………… 佐々木壮一朗	総務課長兼福祉課長 …… 佐伯 剛美
政策経営課長 …………… 工藤 正人	財産活用課長 …………… 中西 敏光
まちづくり課長 …………… 丸田 宏幸	税務課長 …………… 江崎 浩二
会計課長 …………… 藤井 則昭	住民課長 …………… 八島 勝行
健康づくり課長 …………… 飯西 美咲	子育て支援課長 …………… 安川 禎幸

環境課長 …………… 太田 一男 農林振興課長 …………… 瓦田 浩一
建設・都市計画課長 …… 藤木 浩一 上下水道課長 …………… 藤木 義和
学校教育課長 …………… 原田 和幸 社会教育課長 …………… 安川 忠行
町制施行100周年事業推進事務局長 …………… 安川 茂伸

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第3号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って質問をお願いします。通告番号1番。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 皆さん、おはようございます。丸山です。どうぞよろしく願いいたします。

早速、一般質問に入りたいと思います。

まず最初に、豪雨災害に対する宇美町役場の体制について、これをお尋ねしたいと思っています。

朝倉地域を襲った九州北部豪雨災害の爪跡も癒えぬまま、ことしも梅雨前線の大雨シーズン、これを乗り越え、現在台風シーズンに突入しました。ことしは、台風ラッシュとの見解もあり、大変、心配されているところです。そのようなさなか、8月27日から秋雨前線の影響による大雨が九州北部を襲いました。お亡くなりになられた方もおられます。お亡くなりになられた方、また被災地の御冥福と、そして、被災地の早急な復興を願っております。

今の日本では、いつ災害が発生してもおかしくない状況だと言えると思います。今回の大雨は、長崎県から佐賀県、そして、筑後地域にかけて線状降水帯が発生し、佐賀平野から筑後、八女地域に甚大な被害が発生しました。

また、同じ時間で玄界灘にも線状降水帯が発生しており、宇美町は線状降水帯に挟まれる、そういった時間帯もございました。北風が強くなったり、あるいは、南風が強くなるなど、風向きが変わるだけで線状降水帯が宇美町に居座るような状況になることも十分あり得たと思っています。

気象庁も早くから警戒情報を頻繁に発するとともに、住民に対し情報収集に努めると同時に、

避難の準備を怠らないための注意喚起を行っていました。

そうした中でインターネット、ヤフーを開きます。そうすると、宇美町土砂災害警戒レベル4という数字が真っ先に目に入ってきました。また、テレビをつけると、土砂災害情報——警戒情報ですね。また、臨時休校の情報に関するテロップがずっと流れていました。

SNS、私は、フェイスブックを中心に見えていますけれども、近隣の自治体では、災害対策本部の設置、この情報や避難所開設の情報が頻繁に発せられていました。これは、宇美町の南側に位置する自治体だけでなく、北側に位置する自治体、ここも同じような状況で土砂災害警戒情報が出されると同時に、早々に災害対策本部が立ち上がり、住民に対し積極的な情報発信を行っていたということになります。

気象庁のホームページから、雨雲レーダー開いても、赤い色や紫色の本当にやばい雨雲が宇美町に押し寄せてくる時間帯も多くありました。

住民の皆さんも大変な不安を抱えながら過ごされていたと思われれます。私も不安を抱えながら、テレビ、インターネット、SNS、特に、宇美町役場のホームページ、そして、気象庁の雨雲レーダー、これとにらめっこしていました。

こうした状況が続く中で、宇美町役場が一番に取り組まなければならないことは、住民の安全を守ること。特に、高齢者や子どもたちの安全を確保すること。そして、正確な情報をいち早く発信することだと思います。

今回の大雨では、大きな被害は宇美町では発生しなかったものの、今後の台風シーズン、今、真っ盛りです。しっかり反省を行っていただくと同時に、防災体制を整えておく必要を強く感じております。

最初の質問に入ります。

今回の大雨が降り続く中で、土砂災害警戒情報や大雨に関する情報、警戒、警報、いつ発信されたのか。その警報に対して宇美町役場がどのような体制をとり、行動したのか。また、どのような情報を発信したのか。時系列に沿って報告してください。特に、一応、時系列のやつもいただきましたけれども、ここには気象庁から発信されております土砂災害警戒情報のレベル、これが一切記述がないんです。ここがどう変わっていったのかを中心にまず報告してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。総務課のほうから回答をさせていただきます。時系列に沿って回答していただきたいという内容でございますので、先般、全員協議会の中でもお話をさせていただきました。また、本定例会が始まる前に議員各位のほうには文章で時系列に沿った説明を報告させていただいたところでございます。

まず、8月27日から8月30日まで、およそ4日間に及ぶ大雨が続いたというところでござ

います。これについて時系列に沿って説明をさせていただきます。

まず、8月27日、12時24分、ここで大雨・雷注意報が発令された。これは、宇美町に限らず近隣市町村どこも注意報が発令がされました。その後、本町に関しましては、15時に課長会を開き、今後の大雨の可能性、もうこの時点でかなりの雨が降りそうだという予報が出ておりましたので協議を行っております。

17時26分、ここで福岡管区气象台による大雨、土砂災害の警報が発令されました。この17時26分の警報発令と同時に総務課、建設・都市計画課、上下水道課、農林振興課による待機を開始する、宇美町でいうところの第1次配備の災害準備体制を整えたところでございます。

続く17時30分に、粕屋南部消防署のほうから警戒本部を設置したという連絡をいただきました。

18時10分、陸上自衛隊のほうから今後の大雨に関する協議がなされております。

18時48分、ここで福岡県県土整備部と福岡管区气象台、こちらのほうから共同によります土砂災害警戒地域の発表ということで、宇美町もここに該当したというような連絡が入りました。

続く19時、災害警戒本部会議を行うということで、ここで雨が一番強かった時間帯であります。町長が登庁されました。そういった中で、総務課の待機職員を中心に、今、警戒準備をさせておる各課の職員、そういったところとの会議、回りながらの会議ですね。現場を離れることできませんので、一堂に集まったいわゆる会議というものは行っておりません。持ち回りの会議、まず、そこで指示が出たことにつきましては、まず、消防団で山つきの警戒をさせるということと、建設・都市計画課、それと農林振興課に関しましては、橋梁、道路、それと山、こういったところのパトロールをするといったところで指示が出ております。

19時30分からこのパトロールを行いましたが、約1時間でパトロール終了。この時点では、また雨は小康状態になってきておりました。

最終的に、21時10分にこの状態を維持できるんじゃないかということで、この段階での避難勧告等は出さないというところで判断をしたというところでございます。

その後でございますが、22時10分に陸上自衛隊からさらに何か被害があったかというようなお尋ねがありましたが、本庁では何の被害も起きていないという回答をさせていただいております。

これから夜間は、降ったりやんだりということでございましたが、強く降るような雨というのはなかったというところでございます。

翌8月28日、早朝でございます。朝5時50分に福岡県南部、先ほど丸山議員の冒頭のお話にもあっておりましたが、長崎、佐賀、それと福岡県南部、こういったところに対して大雨特別警報が昨年に引き続き発令されたという状況でございます。

これを受けまして、早朝6時に小中学校の休校を決定したというところでございます。ただ、この福岡地区に関しては、この特別警報もちろん発令されておりませんし、強い雨というのも降ったりやんだりの状態ではありましたが、県南とか、例えば、佐賀、長崎での大雨、洪水的なことは一切起きておりません。

そういったことから、日中は見守りを行う状況でございましたが、お昼の3時ぐらいから夜の情報を調べ始めました。そういった中で、その8月28日の深夜、もしくは29日、日にちを明けてから早朝、このあたりで福岡地区に線状降水帯が入る可能性があるという予報が出されました。

そういったところから役場の課長会を招集し、宇美町役場として住民の方へどういう情報をお流しするのかというようなところの協議をしております。

その結果、空振りでもいいので、暗い時間帯に住民の方を避難させるのは危険であるということから、避難所の確保、それと体制を整え、それらを含んだところで18時に災害対策本部を設置し、19時に避難準備情報、高齢者、障がい者等の早期避難開始の部分について、各小学校区に1カ所の避難所を用いながら避難を促したところでございます。

この避難所を開設する折に、宇美東小学校区におきましては、自主防災組織で御自身の自治会公民館を2カ所開設するというので、どうしても山つきの部分、障子岳、宇美東、こういったところが山つきが多ございますので、自主防災組織のほうからもそういう申し入れをいただき、最大時で20世帯、40名の方が、この避難所のほうに避難をされたというところでございます。

本庁に関しましては、避難所をあけたところから、毛布とお水、お茶、こういったものの配付を行いながら、物資の配付につきましては21時30分に終了をしております。

翌29日でございますが、この避難所を開設しているという兼ね合いから、昨日、小学校、中学校に関しましては臨時休校という形になったわけでございますが、避難所については、小学校は今回は使っておりませんでした。なぜかと申しますと、避難準備ということもありましたし、曇があるところが好ましいということで、学校、体育館等については、今回の使用は行っておりませんでした。

ただ、子どもさんを連れた避難者の中に当然小学生がいたり、中学生がいたりするようなこともございますので、避難所をあけている段階では、やはり学校に登校にするというのは、ちょっとよろしくないといったところから、8月29日の朝6時半に、町内の小中学校の休校を決定したところでございます。

朝7時35分に陸上自衛隊から再度連絡が入りました。避難の状況の確認でございました。また、朝8時には粕屋警察署から同じく被害の情報の確認が行われております。

その後、雨はもう既にやんでおりました。日差しも出ておったんですけれども、11時50分

に土砂災害警戒地域、ここから解除されたという報告がされ、この時点で役場の体制としては、第2次配備に切りかえ、自主避難の方があればうみハピネスで受け入れをするという形で、まだ警戒は解除されておられませんので、この時点では第2次配備としたところでございます。

その日の夕方に臨時の災害の対策本部を開きまして、その会議の中で今後の大惨事になることもないとは言えない状況でございましたので、それらを備えて、避難所の職員の担当割り振りだけは事前にやっておこうということで、その日の夜の体制の確認をし合い、その日も第2次配備の職員については、役場のほうに深夜待機をさせました。

明けて8月30日の早朝、朝4時13分に大雨警戒が本町解除されたというところで、大雨注意報にここで切りかえがされました。その時点で4時20分、避難所のハピネス、自主避難の方は、この時点ではゼロ名でございましたが、とりあえずこの時点でうみハピネスの自主避難所の閉鎖を行い、4時30分に災害警戒本部を最終的に解散したと、こういう時系列でございました。

今回、気象庁から発表された情報につきましては、8月27日の17時26分の発令がされた大雨警戒がまず1つ。それと、18時48分に福岡県県土整備部、それと、福岡管区气象台が共同で発表した土砂災害警戒情報になります。これにつきましては、先ほど時系列でお話ししましたが、8月29日の11時50分に土砂災害の警戒情報が解除されるまで、それと8月30日の早朝、朝4時13分に大雨警戒が解除されるまでは継続されたというところでございます。

気象庁の警戒レベルで申し上げますと、大雨警戒に関しましては、警戒レベル3相当でございます。これはもうだから8月27日の17時26分に警戒が発令された時点で気象庁がいうところの警戒レベル3に相当していたというところでございます。

また、土砂災害警戒情報に関しましては、警戒レベル4という位置づけがされております。この時点で警戒レベル4相当であったというところで御報告させていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今、言われましたけど、宇美町役場が行動を起こす基準があると思います。今、警戒レベル4と言いましたよね。4でどういった行動を起こすんですか、本当は。そこを回答していただけますか。4では何をすべきなのか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

災害に関する行動基準に関しましては、気象庁が発令する降雨の情報、また、福岡県が発表する土砂災害警戒情報を参考にもちろんしております。これをそのまま本町の配備基準には当てはめておりません。

この今、災害レベルに関しては、ことしの3月から気象庁がその住民のためにその目安としての災害レベル相当という形で発表を行い始めたということになっております。

重ねてになりますが、気象庁あくまでも警戒レベル相当であるとしておりますし、詳細の情報の発信は自治体が発表する情報がすべてであるという形で、これはもう気象庁もはっきり言うております。その気象庁は、あくまでもその情報提供を行う中で、各自治体の中で判断をしっかりとっていただきたいという内容になっております。

本町の風水害時の配備に関しましては、もちろんであります、時間降水量、それと24時間当たりの降水量、それと河川水位の状況、それと、土砂災害危険度情報の今後の気象予報等により総合的に判断を行っているというところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 住民の皆さんには、気象庁からの情報が一番に行くんです。テロップにもどんどん流れています。インターネットでもばんばん出ます。宇美町警戒レベル4という数字がネットを開くとぽんと飛び込んできます。

あなた方は、そこにあわせるべきじゃないんですか。住民の皆さんは、大変不安に思っているんです。私も物すごく不安でしたよ。全部にらめっこしながらネットとテレビとやっていました。そこにあわせるべきじゃないかと思えますけれども、いかがですか。あわせなくていいんですか。それと、もう一点だけ加えて言います。宇美町役場から、どんな情報発信を行ったんですか、それまでに。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 先ほども申し上げましたが、気象庁の情報と町が発信する情報がすべてにおいてリンクしているというわけではございません。これは、近隣自治体、また、今回の福岡県のいろんな情報を見てもわかるかと存じます。この糟屋地区に関しましては、宇美町に限らず、お隣の志免、須恵、また、同じ山合いである篠栗、久山、そういったところに関しても特段の情報は出しておりません。

なぜかと申しますと、その雨の降り方であったり、例えば、その時間降水量、24時間降水量、土砂災害のその状況、そういったものに関して、いろんな情報を集めながら総合的に判断をしているからでございます。

先ほどもちょっとお話をいたしました気象情報と警戒レベルの対応については、ことしの3月に気象庁により改定されました。以前は、これから2時間以内に40ミリ程度の雨が降るというときに——時間降水量でございます、その時点で注意報が発令された。60ミリ降る可能性があるというときに警報が発令されていたということだったんですが、このところのその雨の降り方、それとか、線状降水帯とかいう言葉もここ一、二年で出てきたような言葉です。

そういうゲリラ豪雨的なことが続く中で、気象庁のほうも災害基準レベル、こういったものを設けるといって住民の方にその危険度についてのその目安の部分をお示ししているというところ

ろでございます。

住民は、みずからの命はみずからが守るという意識を持って、みずからの判断で避難行動をとることの方針がその気象庁から示された中での災害レベルであるわけでございますが、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される災害情報を用いて、住民がとるべき行動を直感的に理解するように5段階の警戒レベルを明記して、マスコミ等を使って情報発信がされているということになっております。

そういったところで、もちろんこれはあくまでも目安でありまして、今の宇美町の状況がどういいう状況であるのかといったところについては、今、議員おっしゃられますように、事細かな情報発信は今回行っておりません。というのは、確かにお隣の筑紫野、それと、大野城、それと太宰府、これは谷が違いますので、確かに雨は大変降っております。その時点で宇美町に関してはさほど雨はまだ降っておりませんでした。そういったところから判断し、住民の混乱、そういったところを鑑みて情報発信はあえてしておりません。ただ、事細かな情報発信、最終的には避難準備情報を出すに当たっては、当然、ホームページや宇美町の広報無線、それとSNS等も使って情報発信を行ったという経緯はあるところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） さっき言ったでしょう。住民の方々は、自分の意思で判断してくださいというふうなこと言われました。これね、判断するには情報が必要なんです。避難所を開設しているか、していないか。するべきか、しないべきか。そういった情報を流さないと住民は的確な判断ができないんですよ。一切、情報を何も流さずに、よくやられましたねと思いますよ、本当に。もうあいた口が塞がりません、正直言って。

じゃ聞きます。8月28日の19時15分に緊急速報メールが配信されました。これは警戒レベル3ですね。高齢者避難開始と避難所開設のお知らせが住民に流れました。私前日ですね、たまたま筑紫野市通っていたんです。そしたら、18時18分に市内全域に警戒レベル3の緊急速報メールが入ってきました。そのときは、宇美町は警戒レベル4だったんですよ、私の記憶するところによると。

本来ならば、27日の18時ごろ、多分このころがベストだと思います。気象庁から5時26分に出されましたから。この段階で災害対策本部をきちんと設置して、メンバーをきちっと招集した上で会議を開き、避難所指示、避難指示ですね。そして、避難所開設、緊急メール配信をその時点でやっぱり発信しなければいけなかったんじゃないかなと思います。ですから、筑紫野市は、本当に、きちんと時系列に沿ってもぴしゃっとやっているんですよ。

なぜ8月27日の19時15分のタイミングで配信されたのか。何でこうなんですか。23時

間前じゃないんですか、本当にやるべきことは。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 議員おっしゃいますように、確かに雨が一番降っていた時間帯というのは、8月27日の18時あたりだったのかなと思います。この時点で、その福岡県に関しましても、その県土事務所、それと、福岡管区气象台のほうから共同で発表されました土砂災害の警戒情報が出ております。

そのとき、じゃ宇美町がどういう状態だったのかというのをちょっと説明したいと思います。

もちろん、何もせずにただ見ていただけではございません。私たちもいろんな情報を集めながら、どういう形で対応していくのかという協議をその常々ですと行っております。

まず、18時の時点において、宇美町の時間降水量に関しましては、平松橋で25.5ミリ、24時間の降水量は、この時点では122ミリでございました。ちなみに宇美町役場の降水計に関しては、時間雨量で20ミリ、それと、24時間の降水量は116ミリでございました。

一番雨が降っていた、町内で一番雨が降っていた地域に関しては、三郡山の中継局、これに関しては河原谷のちょっと上に設置している部分でございまして、時間雨量で39ミリ降っております。24時間では151ミリの雨量が降ったということでございます。

この雨の降り方ですけれども、時間25ミリ降る雨の量というのは、通常強い雨がちょっと降っているねというぐらいのときの量でございます。議員おっしゃられますように、筑紫野、太宰府、あちらの筑紫系、それと県南のほうに関しましては、この時点でもう既に時間雨量40ミリを超しておりました。また、県南のほうでは、もう既に50ミリを超えるような雨が降ったと。そのとき宇美町は20ミリ程度の雨しか降っていなかったというのがまず1つあります。

それと、もちろんですが、私たち河川水位というのも物すごく気をつけて見ております。町内5カ所にこの河川水位計を設置しておりますが、いずれも上昇傾向はありませんでした。氾濫、注意水位、ここに届くこともございませんでした。一時的に強い雨は降るものの、その注意水域に達することもなかったと。こういったところから宇美町に関しては、この時点では何らその災害対策本部を設置するような危険が迫っておるといような状況ではなかったという判断をしております。

また、土砂災害危険度の情報にあつては、18時30分に1時間当たりの雨が、先ほど申し上げました三郡山のエリア、これが町内30カ所にエリア分布をされております。座標の73の26という場所が、土砂災害の危険エリアに達したという情報が出されました。この時点、先ほど申し上げましたように、この河原谷のあたりに強い雨が降っておるとい情報は、キャッチしておったわけでございますが、その情報に関しても、わずか40分で解除されました。そのエリアメッシュの部分がその40分で解除されたことに伴い、土砂災害の危険は、この時点では宇美

町ではないだろうという判断をしております。また、雨も18時に一番強く降っていた状況は確かに宇美町でもあります。ただ、先ほど申し上げたように、時間雨量は20ミリ程度でございましたし、その後、降雨に関しても小康状態ということで、非常に危険な状態であるという判断は一切しておりません。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 的確に答えてほしいんですよ。長々答えなくていいです。

私が聞いたのは、なぜ27日の18時ごろ、これ設置しないで、もう言ったでしょう、雨も小康状態が続いて、もう大雨降らないねと、もう一安心やなと言った28日の19時15分になぜ流すんですかと聞いたんです。ここを答えて、そこだけでいいんですから、そこを答えてくださいよ。そこが知りたいんです。何で本来ならば23時間前に発信しなければならないような情報が、何で23時間たって、28日の7時過ぎに出されたんですか。後でまたそこは詳しく突いていきますけど、そこを言ってくださいよ、そこ。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。

まずは、その27日の18時の段階では、そういう判断をしたというのが先ほど回答した内容でございます。その後、雨は小康状態になり、翌日に関しましては、県南では、先ほど申し上げましたが、特別警報が出されるようなひどい雨の降り方をしておりました。ただ、本町に関しては、その時点では晴れ間をのぞくような時間帯もありました。降ったりやんだりという状態でありましたが、非常にその危険が迫っているという状態ではありませんでした。

冒頭の時系列の中でもお話を差し上げましたが、その夜に線状降水帯が福岡地区に入る可能性があるという気象庁からの予報が出されたのが、先ほど申し上げた28日のお昼の情報でございました。

そういったところから、今後どのようにするのか。この時点で雨はそこそこ、先ほどの話じゃないですけど、約24時間雨量では150ミリに達するような状況になっておりました。地盤も緩んでいる可能性は十分にあると。そういったところから、深夜時間帯に線状降水帯が入る可能性があるといったところで、これに関しましては、空振りでもいいので準備情報を発令し、障がい者、高齢者の方に関して避難をさせるというような形で判断をしたところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） じゃその辺はまた後で聞きたいと思えますけれども、緊急速報メール、受信したときの状況をちょっとお話ししたいと思えます。

これ家中の携帯というのは一斉に鳴るんです、結構な音量で鳴り響きます。私の連れ合いは、何々と、何が起こったのと大変驚いていました。私は、えっ今、今流すの、23時間前だろうと

正直あきれておりましたけれども、同じく緊急速報メールを受けた住民の方の反応を私が取材した範囲でお話します。

これまでかなりの量が降っていましたが、宇美町役場から何の情報提供もなされていませんでした、一切ですよ。情報提供があったのは、役場のホームページの一番上、お知らせ欄に、宇美小学校があした学校を開設しますと。気をつけて登校してくださいね。その情報だけが宇美町役場のホームページに載っていました。宇美小学校の気をきかせた行動だろうと思いますけれどもね。

何の情報発信もされない中、いきなりの緊急メール配信です。大雨も終息に近づき、特別警報ですね。これランクは下がっていたと思いますけれども、もしかすると、まだとんでもない大雨が宇美町に襲ってくるのかと、大変不安を持たれたと思います。

実際に私もですね、今、緊急メール配信来ましたと、私の住んでいるところ大丈夫なんですかと問い合わせの連絡入っています。今回、宇美町役場がとった行動は、やはり気象庁が発する警戒情報と明らかに乖離があるんです。宇美町独自の基本方針があってもいいと思いますけれども、本来は気象庁が発する情報が先にテレビでもネットでも流れます。住民の皆さんは、そこで最初に見聞きするんです。役場の判断も気象庁の情報を参考にするはずなんです。当然、宇美町役場の発する情報は、行動、これ気象庁の情報とリンクしていなければならないと思っています。あくまでも判断の材料じゃないんです。そっちが先なんですよ。そこしっかり今後検証してほしいなと思っています。

ここで学校教育などの、学校休校ですね、判断と連絡体制についてお聞きしたいと思います。

27日の夜8時ごろ、テロップですね、テレビのテロップ、筑紫野市や福岡市では、全小中学校休校と流れていました。さすがに情報判断が早いなと思っています。先ほども言いましたけれども、宇美町役場が何を最重要視しなければならないかと言うと、住民の安全確保、特に、高齢者と子どもたちの安全確保です。さっきも言いました27日の段階で宇美町役場のホームページを見ましたら、お知らせの一番上に、宇美小学校からのお知らせが掲載されていました。宇美小学校のホームページと宇美町のホームページはリンクしているからですね、当然です。

「宇美町では、あした始業式があります。気をつけて登校してください」と、「たくさん荷物持って来なくていいから、安全に登校してください」、こういった旨のホームページ、掲載されていました。この情報は、次の日の朝ぐらいつと載っていましたよ。

テレビの情報とやっぱり宇美町役場の判断、ここはちょっと乖離をしているんじゃないかなと、離れているんじゃないかなと思っています。これ学校休校等に関する判断と情報発信の経過、これについて報告してください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 学校の休校に関することでございますので、学校教育から回答をさせていただきます。

議員御承知のとおり、当町では夏休み中に小中学校のエアコン設置工事を完了いたしまして、万全の体制で2学期を迎える準備をしておりましたので、そういったことからすると2日間臨時休校になりましたことは、大変残念に思っているところです。また、議員の皆様には、大変御心配をおかけしました。

児童生徒の命を守るための必要な措置であったこと、御理解いただきますようお願いいたします。

まず初めに、臨時休校はどのようにして行うのかということについて若干お話をさせていただきます。

大雨や台風などの場合の休校、臨時休業につきましては、学校教育法施行規則第63条におきまして、非常変災、その他緊迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校については、この旨を教育委員会に報告しなければならないと規定されています。

このことは中学校も準用いたします。これを踏まえ当町では、宇美町立小中学校管理規則にも規定をしているところです。すなわち法令上は、校長がそれぞれ判断して教育委員会に報告すればいいということになるわけですが、実際のところは公立の小中学校では、校長の代表と教育委員会とで協議して決定することが慣例となっております。

また、現在のところ、臨時休業を決める基準を定めている法令はございません。地域によって状況が異なるため、その都度、各自治体や教育委員会、学校で判断することになります。そのため判断に当たっては、情報を収集し、的確に状況を把握して、臨機応変に対応しなければいけません。

さてそこで、今回の休校の経過について報告をさせていただきます。少し時間が長くなりますが、お許しをいただきたいと思います。

8月の27日の朝の時点で、翌28日は大雨の予報が出ておりました。当町では28日から2学期の始業を控えていたことから、町内校長会会長と協議の上、当日は用心して登校するよう各学校のメールで保護者に連絡を行い、メールの未登録者につきましても電話等で確実に連絡をするように指示し、全校が夕方までに配信を完了いたしております。

その後、17時26分に大雨警報、18時48分に土砂災害警戒情報が発令され、これを受けて臨時休校も想定されることから、28日の登校につきましては、朝6時の状況で判断し、6時半までに連絡する旨を改めて保護者にメールでお知らせしたところです。

このことは、今回の対応に限らず、運動会など学校行事の実施の決定におきましても、年間を

通した取り組みであり、年度初めに各学校から保護者に対して文書で通知をしております。今回もこれに従い対応することとしておりましたが、夏休みを挟んだことなどから改めてメールをお知らせしたものでございます。

また、並行して糟屋地区の学校教育課長間でグループLINEで情報を共有することを申し合わせました。夕方地点では、どの市町も当日の朝の6時で判断するというふうに報告を受けております。

これ以降、総務課の防災担当からの情報や気象予報を見ながら28日の朝を迎えましたが、5時50分に福岡県に大雨特別警報が発令されたことに伴い、校長会と協議の上、即時に臨時休校を決定し、各学校から保護者宛てにメールを配信。あわせて7時に町の防災メール、また、町のホームページにつきましては、前日に宇美小学校のほうから用心して登校するようということでお知らせをしておりましたが、それに加えて臨時休校のお知らせを掲載をしております。

翌29日にかけては、天候が刻々と変化し、判断が非常に難しい状況となりました。前日同様、総務課の防災担当職員らと情報を共有しながら、朝の6時を迎えました。最終的に臨時休校を決定したのは、前日19時に避難準備、高齢者等避難開始が発令され、町内の避難所に現に避難者があり、いまだ解除されていないこと。降雨の時間帯によっては、下校時が心配されること、隣接する須恵町が臨時休校の措置をとったことなどから総合的に勘案して決定をいたしました。

また、決定後は保護者にメールで配信し、町の防災メール、また、ホームページで周知を行ったところです。その後、10時から臨時校長会を開催し、教育委員会より経過を説明し、今後の対応等について協議を行いました。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） よくわかりました。いろいろ検討されて判断されたということがわかりますけれども、ただ、保護者にとっては、翌日休校になるかどうかの判断というのは、やっぱり非常に厳しいんです。前日からやっぱり情報をきちんと総合的に判断して配信する。今後、そこをぜひ検討してください。特に、朝6時に、例えば大雨の降る中、暗い中役場に来て、——6時じゃないです、もっと早いですね、来る時間は。そういったことをやるよりも、前日からきちんと対策を整えておく。こういった判断をぜひやっていただけたらなと思っています。

また、情報の発信なんですけれども、やはりこういった緊急の場合は、総務課を通じてエリアメール、これは非常に有効だと思いますんで、これどこにいても、宇美町にいたら届きます。大音量でまた流れますからね。見落としとというのはないです。そういったところをきちんとやっぱりやっていただくということを今後検討していただければなというふうに思います。

さて、また、総務課に戻ります。今回、災害警戒本部、災害対策本部、設置したとあります。設置したのはいつかというのは、ここ書いてありますから結構です。また、災害警戒本部、また、災害対策本部のメンバーもお聞きしようと思いましたが、資料もらいましたから、そこは結構です。災害警戒本部の会議、災害対策本部の会議、これを開催したのはいつですか。会議に出席された方を教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

先ほどのエリアメールのお話をちょっとしてありましたが、エリアメールはいつでも鳴らせるものではありません。（発言する者あり）福岡県に第3次配備、すなわち災害の危険がある、いわゆる気象庁が言ったところの避難準備情報3程度の判断を自治体が行ったといったところを県に申請した時点でエリアメールを流していただけるという形になっております。

ということで、エリアメールが今回鳴ったのは、先ほど来、お話をしておりますが、宇美町がその判断をした時点でエリアメールが鳴ったということでございます。これは、一応参考までに。

それと災害警戒本部のお話をしております。先ほど来からお話をしておりますが、27日に大雨警報が発令された時点で、第1次配備を役場として引きますという形で、これは避難準備体制という形になります。その形で職員を待機させておったという形になるわけですが、夕方19時過ぎに雨が近隣で非常に強く降っておる。また、近隣の市町村、特に大野城、太宰府、そういったところから避難勧告等の指示が出始めたといったところで、町長が役場のほうに御自宅のほうから登庁していただきました。そういった中で、町長と総務課の中で、今どういうことになっとなるのかといったところの報告をしてさしあげたところでございます。

いずれにしても、待機しておる建設・都市計画課、それと上下水道課、農林振興課、その時点では私たち総務課、それと学校教育課の職員も残っております。そういったところで、総務課の課長補佐を中心に連絡を密に取り合いながら、町長の指示を待機しておる職員のほうに伝えておりました。そういったもので、いわゆる回議ですね、回る議と書きますが、この時点では集まる会議というのは行っておりません。

ただ、非常に近隣の情報が非常に差し迫っている状況であるという判断をされている中で、宇美町は大丈夫なのかという町長の指示があり、この時点で警戒本部体制に切りかえようという形にしたわけでございます。

先ほど申しあげましたように、全員が集まるような会議は、これまでもそうですが、災害の警戒体制の中では集まる会議というのは行っておりません。あくまでも総務課を中心に、各課の意見情報を収集しながら判断をしていくと。そういった中で災害対策本部を立ち上げるという形になったときに、各課長に連絡をとり、町三役にも入っていただいた中で、そういう災害対策を具

体的に、宇美町でいうところの第3次配備になりますので、この時点では避難準備情報を流すというのが大前提になるわけですが、そういう流れで行っているところがございます。

その時点で集まった、こちらのほうから連絡をとった職員に関しましては、町長、それと総務課長補佐、安全安心の担当係長、それと建設・都市整備課の課長、課長補佐、それと農林振興課の課長補佐、それと上下水道課長、学校教育課長になります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 災害警戒本部の本部会議も災害対策本部会議もやってないんですね。集まって話した、情報を共有したっていう事実はないんですね。そこをもう一回、確認します。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 警戒本部に関しては会議、集まる会議は行っておりません。それはこれまでも行っておりません。というのは、先ほど来申し上げておりますように、それぞれの担当、もちろん課長含めてでございますが、いろんなことに対応するために待機をさせるとというのが警戒本部の考え方であります。

対策本部は当然会議を行っております。議員のほうにお配りしましたが、臨時課長会という書き方をしておりましたが、その臨時課長会の中で18時の時点で、これを災害対策本部に移行するという宣言を、町長いらっしゃるところで私のほうからしております。ということで課長会、メンバーは全くイコールでございますので、災害対策本部会議はもちろん行ったというところがございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） この計画の中では、災害対策本部を開始したと、開いたと書いてないんです。臨時課長会を開きましたなんですよ。私、いろいろ証言とっていますよ。いろんな人から聞いていますよ。災害対策本部会議をきちんと開いたんですか。そこできちんと情報共有したんですか。もう一回だけ聞きますよ。やったか、やってないか。後で会議録も請求しますから、もう一回言ってください。災害対策本部の本部会議をやったのか、やってないのか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 先ほども申し上げましたが、臨時課長会を開いた折に、18時の時点で災害対策本部に移行したという宣言をしております。これすなわち災害対策本部会議であると思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ここにちゃんと災害対策本部会議をやったと、きちんと明記するべきじゃ

ないですか、この時系列の表に。設置したって宣言すればできるんです。違うんです。災害対策本部会議は、メンツを招集して、ただいまから災害対策本部を設置しますと宣言して、今から災害対策本部会議を開きます。そこでいろんな情報共有するんです。

学校の休校の判断も、本来なら学校長がやるべきなんでしょうけれども、学校だけの判断じゃないですよ。きちんと会議を開いて、河川の流量とか、どこが冠水しているとか、あるいは雨雲の様子とか、そういったことをみんなで情報共有して、それを判断、情報のもとに休校の判断を教育委員会もしくは学校長がする。これが本来の流れなんです。きちっとできてないです。後からとってつけたようなことやったって、今回、線状降水帯がたまたま宇美町、避けてくれたからいいようなものの、いつ宇美町に居座ったかもわからないぐらいの、そういった状況だったんです。今まで上と下に線状降水帯があって、そんなことなかったんです、私の記憶する限りは。ちょっと風向きが変わったら、宇美町、大雨がずっと続いたことも考えられたんです。だから、その前日の段階できちんと災害対策本部を設置して、情報の供給を行い、しっかりした対策を行う。臨時の課長会じゃないですよ。そこはしっかりやっていただきたいなと思います。

また、大雨時には防災無線、聞こえません。町外にいる人は防災無線を聞くことが不可能なんです。またエリアメールも、町外にいる人は入らないです。宇美町しか入らないんでね。だから、防災無線とSNSは連動できないか、ずっと言っていました。

今回はフェイスブックとツイッター、SNS、使用されましたけれども、1回だけです。出されました。このSNS、そして町のホームページを使った情報発信の方針、これを聞かせていただけませんか。今回、ほとんど情報発信やってない中で、その方針に合致していたのかも、あわせてお尋ねしますんで、よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

まず、前段の話の部分ですけれども、災害対策本部を設置するところの話の部分ですが、当然、災害は刻々と進んでいくという形になります。その状況を見ながら、ここから災害対策本部に切りかえますというのは、危険が迫ると、そういう状態の中で判断をしていっているということでございまして、今回、臨時課長会を行ったというところに、今、議員御指摘をされておりますが、臨時課長会の中でも課長の意見の中では、わざわざ今、対策本部を立ち上げる必要があるのかと。この雨の降り方、今の状況、こういったところから避難所を開くことのほうが、むしろ住民を混乱させるんじゃないのかというような意見もありました。

そういった中で、いや、夜間に線状降水帯が入る可能性が強いといったところで、最終的にはトップの判断で、避難準備情報を19時に発令するという流れでの災害対策本部を18時に立ち上げたという流れでございまして。

もちろん学校に関しましても、基本的には学校は、先ほど議員おっしゃられていますように、早く早くに判断をしないといけない。これを災害対策本部を待つような形では、とても学校の判断できないと思います。そういった中で、当然、学校と災害、防災担当、そういったところとの情報交換を密に、常々行っております。そういった中で最終的には学校長の判断、教育委員会の判断となるものでございまして、災害対策本部が学校の休校を決定するような機関ではないと。情報の共有をしっかりとしているというところは、一切間違っておりません。

それでは、後段の質問の部分について回答をさせていただきます。まず、大雨時に防災無線が聞こえない。これは今回エリアメールを配信し、防災無線に関しても、今回、町内全域には出しておりません。あくまでも山沿いの自治会、ここを中心に防災メールを段階的に鳴らしました。済みません。広報無線を地域ごとに個別に鳴らしました。宇美町全域に避難準備情報を出す必要はないと、その時点で判断しておりました。

そういった中で、たくさんの方から、広報無線が鳴り、エリアメールが鳴るというようなことで、役場のほうに対しても、今は一体、何が起きているんだという電話を、そこでたくさんいただきました。ここは職員体制の中で、すべて電話対応をしたところでございますが、もちろん聞こえにくい内容である。もちろん最近の住宅情報が機密性が高くなって、もちろん雨が降っている中で窓も閉めてある。しかも、その時点ではそれほど強い雨は降っておりませんでした。雨の音等で聞こえないようなこともあるのかもしれない。

そういったところから、従前からフリーダイヤルで確認することができますということと、あと事前に宇美町の防災メール登録をされていると、広報無線の内容がすべて文字で送ってきますというような形で、御連絡は差し上げております。

ただ先ほども申し上げましたが、宇美町が第3次配備として避難準備情報を流すということを県にお知らせすると、エリアメールを流していただけるというサービスがありますので、これに関しては、本町として第3次配備に移行したといったところから、県を介してエリアメールを流していただきました。

このエリアメールを流したことで、住民の方からたくさんのお電話等いただきましたが、いづれにしましても、情報をこの時点でたくさん流さないといけないと我々も判断しておりましたので、防災無線、それと宇美町のホームページ、それとフェイスブック、ツイッター、SNS等を利用しながら、いろんな情報をここで流し始めた、そういう経緯でございます。

今後も幅広い世代に情報を発信することは、私たちも必要であると理解しておりますし、認識しているところでございます。さまざまなツールを使うことで、情報発信については積極的に行ってまいりたいと思っております。

また、SNSにあっては、情報を発信するだけでなく、住民の方々から情報を収集するツ

ルにもなります。さきの九州北部豪雨、また7月の久留米市を襲った大雨被害にあっても、住民の方々からの写真添付であったりとか、動画による情報発信、こういったものは河川の増水、また堤防の決壊、こういったことがリアルにわかるだけではなく、人命救助や避難所への移動等にあっても、非常に有効であったと聞き及んでおります。

情報発信の方針ではないかもしれませんが、防災対策にあつては、議員、先ほどからお話しされておりますが、SNSが非常に有効であると私たちも思っております。今後はSNS等も利用しながら、住民の方に広く積極的な情報提供を行ってまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 何か方針が違うみたいですね。おたく、SNSでは情報を受け付けませんって書いているでしょう。また、広く発信するという方針のもとに、今回ホームページ、どんな情報発信されましたか。もう一回、言ってくださいよ。どんな情報発信されましたか、ホームページで。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） ホームページにあつては、避難準備情報を発令した。それと町内5カ所に避難所を開設した。こういう内容をリンクしてSNSでも配信した。これがすべてでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 方針と合致してないです。そこはもう一回、きちんと検証してください。また、SNSは双方向がね、当然情報のやりとりは大切ですけど、おたくはフェイスブックとかで情報を受け付けませんって書いていますよ。そこはぜひ検討していただければと思っています。よろしくお願いします。

今回、私、本当に後手後手に回っていたと思います。災害本部は設置されました。実際に書いてあるって、臨時課長会しかやってないですよ。いろいろ聞いています、私も、本当に。そこは反省していただきたいなと思いますよ。原因はなぜか。訓練が適切に行われていないからです。こここのところに集約されていると思いますよ。あと執行部の災害に対する意識が甘い、こういったこともあります。

気象庁の発する情報としっかりリンクしていくためには、情報の収集、情報の発信というのが非常に大事です。そこをぜひ考えていただきたいと思いますが、ぜひ今後の訓練、今までもやる機会、たくさんあったと思います。

昨年9月10日、30年9月10日、7月の豪雨災害を受けて、今後の災害対応に係るスケジュールについてという文書があなたから、総務課長から各課の長に配付されていますよね。私、このスケジュールどおりに実施されていれば、今回の大雨に対する対応も大いに変わったと思っ

ています。このスケジュールを受けて、30年度内に県による机上訓練、また全職員による参集訓練を実施予定ですと書いてありました。

そこでお聞きします。スケジュール、1から4までありました。それぞれ実施できていたんですか。あわせて机上訓練、職員による参集訓練、実施できていたんですか。回答してください。できていたのなら、いつ完了したのか、あわせて回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 昨年の7月の宇美町での大雨に関して、井野地区で大きな災害が起きました。それを受けて、宇美町では初めて避難指示を出すようなことになりました。昨年です。その際、私たちの災害体制等々について、非常に見直す部分が多かったという反省を踏まえ、課長会を中心に今後の見直しについての計画を協議するような場を持ちました。それを私の事務分掌でございましたが、今後のスケジュールとして、こういうことをやってまいりますという内容のものを配付させていただきました。それが議員がおっしゃられる9月の文書かなと思うところでございます。

まず、その中で各課からの意見を受けての原案をつくり出すということを、一つ上げておりました。それは平成30年9月21日に原案を作成しております。完了です。

次に、原案を受けて、各案の話し合いをします。それは括弧書きで、各班の話し合いが困難な場合については、避難所や現場で従事した担当職員からの意見集約を含みますというところで、30年の災害のときに避難所を、町内全域で避難指示を出したものでございますので、各小中学校や社会教育施設、すべての施設を開館し、女子職員だけで避難所の運営をさせたとか、そういうお叱りもいただきました。そういったところで、従事した職員からの意見集約を9月26日に完了しております。

それと初動マニュアルの別冊、もしくは一部改訂版の作成を行うというところでございますが、これにつきましては平成30年10月1日に課長会で配付し、その2日後に全職員に配付しております。完了でございます。

最後に、全職員を対象としたグループワーク、これにつきましては職員研修という形で防災のことは行おうと計画しておりましたが、実は災害が起きる前の5月29日に、平成30年度版の防災研修を4こまで1日で行ったんですが、そういうことを行っておりましたので、なかなか研修、全職員による研修日程がとれなかったというところで、4番目に関しては未実施といったところになるわけでございます。

あと机上訓練の部分でございますが、机上訓練に関しましては、福岡県の防災アドバイザーに申し込みをしております。昨年度は各校区コミュニティにおきまして、自主防災組織の立ち上げを行うというところで、原田小学校区がこれに手を挙げていただきまして、防災アドバイザーを

呼び、南町民センターのほうで机上訓練を行っております。これは職員は防災担当が参加しております。あとは地域の自主防災組織の方たちと一緒に机上訓練を行ったというところでございます。

あと参集訓練につきましては、昨年度に準備を整えておりましたが、職員全体にメールの一斉配信を行うというのが非常に難しい状況であります。ただ単にメールを送るだけであれば難しいわけではないんですが、実はただ配信するだけでは機能をなしません。なぜかと申しますと、返ってくるのを一括で見れるようにしないといけないからです。職員200名に一斉配信をすると、200名の回答が一つのところに返ってくるという、今システムを立ち上げております。

今現在、このメールに関しては4回の訓練と本実施というのも含めて今行っておりますが、ドメインの関係とかいろんな問題で、まだ十数名の者がメールが届かないという状況が続いております。これに関しては今後、なるべく早い段階で改善するよう、今努力をしているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） メール配信で職員を参集すると。去年の7月ですよ、大雨が降ったのは。9月30日にやって、文書流して、その参集システム、まだ完了してないというのは怠慢じゃないですか。普通だったら1カ月でやり上げますよ。なぜまだ完了してないんですか。あり得ないでしょう。

本当に自分がやると言ったのは、きちんとやってください。しかも、意見を聞くとかっていうので、これもきちんとやられてないと思いますよ。またマニュアル改正、されたと思います。これですね、あります。総務建設常任委員会だけで配るんじゃないで、これ私たちにもぜひ下さいよ。関係ないんですか、私たちは。全職員、全議員にも関係あるでしょう。きちんと配ってください、説明してくださいよ、全協でも結構ですから。きちんとやっていただく。きちっ、きちっ、とそういったことやっていけば、今回後手後手に回ったようなこと、すべて改善できていますよ。きちんとやれているはずですよ。

ぜひ、今後机上訓練、町長の行政報告の中で差しかえてやられましたけれども、さっきも言ったんですが、こういった梅雨前線、そして秋雨前線に対する対策、そして台風への対策、そして地震の対策、私、この3つの机上訓練が非常に大事になってくると思います。

職員の初動がなければ、地域の避難所開設とかコミュニティの防災対策、ここには行き着かないんです。何よりも職員の初動なんです。そこをきちっ、きちっ、とやっていく。マニュアルもつくられていますから、ぜひやっていただく。職員の参集訓練、机上訓練も去年のうちにやっとなきゃだめですよ。ことしの梅雨前線、このシーズンが来る前に、きちっ、と完了させておく。な

できなかったのか、不思議でたまりません。これ怠慢ですよ、やっぱり。

昨年、あれだけ井野で被害が起きて、大切さというのはわかっているでしょう。ぜひやっていただきたいと思いますけれども、町長行政報告の中でですね、しっかり書かれていますので期待したいと思います。誰の責任において、いつまでに実施されますか。これ副町長、答えていただけないか。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） ただいま議員のほうからるる、いろんな指摘をいただきました。確かにそうだなというのは、ところどころにあります。これは素直に反省してやっていかなければいけないというふうに思います。特に住民さんに対する広報、そういった周知については、非常に再考の余地があるのかなというふうに思います。

ただ、確かにそういった周知について、少し少ない部分、適正でない部分というのがありますけれども、現場の中では本当にみんなが努力して一生懸命やっています。住民、それからいわゆる住民の生命、身体、そして最終的には町の機能の保全といったところについて、いろんな協議をやりながらやっております。

確かに部分的には、これはもっと早くするべきだったんだろうというところも、それは真摯に反省して行いたいと思いますけれども、いずれにしろ、私、いわゆる事務方を統括すべき立場といたしまして、これからの防災計画について、一つ切りかえて、中心となって進めていかなければいけないというふうに思っております。

それから、一つは御案内のように、年明けの1月には機構改革によりまして、専属の組織で対応できるよう、危機管理課も設置する予定としております。これにつきましても職員定数とか財政面等、いろんな課題はございますけれども、町の施策の最重要課題の一つとして、充実した組織づくりを行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 机上訓練と参集訓練を誰の責任において、いつまでにやるんですかということをお願いいたします。そこを回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 机上訓練につきましては、既に県の防災アドバイザーに申し込みをしておりますので、これについては年内に行いたいというふうに思っております。それから、参集のソフトといいますか、その体制についても早急にやりたいと思っておりますけれども、個人の携帯というところを使うところで、職員すべての合意形成といいますか、そういったものも必要になってきますけれども、ここは何とか私のほうの指示、指導といったものを行っていききたいとい

うふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） この部分で最後に言いたいと思いますけど、役場職員の服装なんです。現在、現場を持っている課の職員は作業服持っていますね。おそろいじゃないと思いますけれども。ただ、ほかの職員、作業服、持ってないんですよ。避難所に行かれる職員は、特に作業服持っていない方が多いと思います。もちろん女性職員、作業服ないと思いますね。大変だと思います。避難所では役場職員、探すことも困難になります。おそろいの、宇美町役場というネームが入ったおそろいの作業服、これぜひそろえていただかなくては災害対応、できないんじゃないかなと思います。これできませんか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 作業着の関係でございます。宇美町役場の男子職員にしましては、アースグリーンの作業着をかれこれ20年ほど前に配付して、その後は新人職員が入ってくる折には必ず支給をしております。だから、今現在も若い職員で入ってくる職員に関しては、その都度配付はしておりますが、議員おっしゃられますように、これだけ災害に関して危機感が迫るような、今の地球の非常に温暖化の問題であったりとか、雨が強く降るような状況、こういったところを鑑みますと、おっしゃられるような、例えば全職員に対する作業着の配付であったり、そういったことも検討する必要があるかなと思います。

ただ安全安心係としては、有事の際に関してはビブスです。今背中に差しかえをできるような災害時のビブスというのを今準備しております。災害に対して避難所を開設するようときはビブスを着せて、これは災害用のビブスです、スポーツのビブスじゃないですよ。背中に何担当とか、これ担当とかいうのを差しかえることができるんですね、あと宇美町と大きく書かれたもの、こういったものを着せるような形で、既に用意をしております。

ただおっしゃいますように、作業着に関しては予算を伴いますし、この時点でやりますとは言えませんので、前向きに検討をさせていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） しっかり前向きに検討していただけたらなと思います。時間がないので進みます。消防団員の悲痛な叫びについてということで、2つ目の質問です。

ことし6月14日に消印が押されたはがきが議員宛てに送られてきました。内容は、「消防不正終わってない。退職金、活動費遅延ばかり。監査もなし。20万円の振り込み何の金。議員何してるの。役場みんなしっかり」というものでした。最初に確認したいんです。先日開催された総務建設常任委員会場で総務課長は、愉快犯が議員に送りつけた可能性があると言及しますが、私は直接聞いていませんので、何と発言されたのか、正確に回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

消防団の関係で怪文書が出されたという内容でございます。これについては先般の総務常任委員会の中で、常任委員会の中では説明と御報告をさせていただきました。消印につきましては6月14日の消印で、8月20日に開催された総務建設常任委員会で御報告をさせていただいたわけでございますが、はがきにつきましては物差し、定規を使った金切り文字で書かれておりました。今、内容を議員、読まれましたが、漢字の部分以外はすべて片仮名で書かれてあります。それに対しまして、宛て先が宇美議会各位殿、そういう形で送られております。

内容は、先ほど読み上げられましたが、「団員です。消防不正終わってない。退職金、活動費遅延ばかり。監査もなし。20万振り込み何の金。議員何してるの。役場何してるの。みんなしっかり」、これが金切り文字で送られてきたはがきの内容でございます。

私は、これを普通で考えますと、議会に対する陳情とはとても思えません。なぜなら、定規で自身の筆跡がばれないように、なおかつ、不正終わってない。確かに昨年、不正があり、非常に宇美町の名誉を失墜させるような行為を職員がしたという事実はございますが、これに関しては真摯に反省し、今後の対応策についても、議会にその都度報告をさせていただいております。今現在、この不正というのは一切ないと私は思っております。

このはがきに関しても、不正終わってないと言っているものの、具体的な内容に関しては一切書かれてない。これが議員陳情とはとても思えない。私は、これは誹謗中傷、または本当に愉快犯が消防団に対して、議員さんを使いながら話をまぜてるような感じにしか思えてならない。そういったところから、私は、これは愉快犯の犯行ではないですかということで、こういうはがきの部分について、これを一つ一つ、きちんとした陳情であるなら当然でございます。

例えばこの陳情について、議員がこういう話を俺は聞いとるというような話でもなされるのであれば、おっしゃるとおり。ただ不確定多数の方に1通のはがきで送られた、金切り文字のはがきが議員各位に対する陳情書とは、とても私は思えません。そういったところから愉快犯の犯行であるとはっきり申し上げております。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 愉快犯、オオカミ少年のことですね。ないことをあるように言っていることを、そういったふうに言います。中身、確認します。消防不正終わってない。これについては回答結構です、主観が入っていますから。退職金、活動費遅延ばかり。これについて尋ねますが、退職金を振り込まれたのはいつですか。活動費、団体手当、団員報酬、いつ払っているんですか、回答してください。いつの分をとということでお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 退職金に関しましては、当該年度の平成31年3月29日に対象者の口座に全て振り込みをさせていただいております。退職金の支払いにつきましては、当該年度が操法大会の全国大会につながる年、2年ごとの周期になりますので、必ずそういうことになるわけですが、基本的な事務に関しては10月以降に行っておるといような形でございます。

昨年、先ほども申し上げましたが、宇美町で消防団に関する不祥事が起き、職員に関しては、実は総入れかえを行う人事を行いました。今後、こういうことは決して起こらないようにというところで職員の入れかえをし、今現在、安全安心担当係長、それと消防主任、こういったものも以前の職員とは違う職員で配置しております。そういったところから、退職金の支払いに関しては、若干おくれがあったのは間違いありません。

ただ当該年度内にももちろん払っておりますので、特段問題は生じてなかったのかなと思います。ただお叱りを消防団のほうからいただいているのも事実でありますので、退職金の部分に関しては10月以降、できるだけ速やかに退職した団員のほうに支払う必要があるのかなと思っております。

次に、活動費という言葉が出てきておりますが、町から活動費というものは支払っておりません。町から支払いをしているものにつきましては、宇美町消防団分団維持補助金という形のを支払っております。これが各分団に9万円ずつというものでございます。これにつきましては、昨年は平成30年8月20日に支払い完了しております。

それと団員報酬、団員報酬は年2回です、年2回で払っております。上半期と下半期という形の年2回で払っております。1回目は、当然新年度でございますので、運転資金も必要でございますので、平成30年5月31日の日に支払いを完了しております。2回目は実績で払いますので、基本的には平成31年3月29日、年度末に支払いを完了しております。

間違えましたが、出勤手当に関しては、先ほど申し上げたように4回で支払いをしておるものでございまして、四半期ごとに払っているというものでございます。これに関しましては、全ての出動の分の届け出を各分団長から提出させ、内容の精査をし、誤りがあれば差しかえをし、それを全部そろったところで振り込みを行うという作業を行っておりまして、第1回目の分に関しましては平成30年10月2日、第2回目は30年11月15日で、第3回目が非常におくれてしまっているんですが、令和元年5月9日に支払いをしております。その1週間後、第4回目を令和元年5月15日に支払いを完了しているというところでございます。

確かに第3回目以降がかなりおくれてしまっているというのは事実でございます。各分団とのやりとりに不備が重なり、全分団分がそろうまでに時間を要してしまったというのが反省になるわけですが、いずれにしましても、年度内会計の中で支払いを完了したという状況でござ

ざいます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 退職金が1年おくれるって、どういうことなんですか。お金の支払いに関して一番注目されているんですよ。普通、退職金というのは、やめる方、わかっていますから、やめられたらすぐお支払いするっていうのが、これまで苦勞していただいた方々への勞をねぎらうっていうことになるんじゃないですか。何でこんなにいっぱいおくれたのか。職員が変わったからって理由だけじゃだめですよ。正確に何でおくれたか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 退職金の支払いの部分、確かに当該年度内では支払いを完了しておりますが、もう少し早く払えたんじゃないのかなというのがあります。

ただ当該年度に関しましては、先ほども申し上げましたように、操法大会の全国大会につながるということで、非常に早い段階から消防活動、今は操法大会も6月上旬に変わりましたので、非常に事務が煩雑であるといったところから、大体これまでも10月以降に準備を始め、年内ぐらいに支払いを完了するという形で、隔年ごとに行ってきたと思います。

おくれた理由は先ほど申し上げましたが、職員の入れかえ、これは理由にならんぞと言われてれば、そのとおりでございます。それとあわせて退職記念品というの、当然消防団のほうにはお渡ししておりますので、そういったものの調整等にもちょっと時間がかかったという話で聞き及んでおりますが、これは言いわけになりませんので、いずれにしましても、ここに関して時間がおくれてしまった部分に関しては反省し、今後こういうことがないようにしていきたいと存じます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 監査もなしについて、説明していただけますか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 監査もなしの部分についてですが、これはどこを指した監査を言っておるのがはっきりとわかりません。役場が支払いをしている分団の運営補助金に関しては、きちっとした監査を行っております。これは補助金交付申請に基づき、きちっとした実績報告、また購入している内容、そういったところもきちっと内容監査をしております。

おっしゃっている内容の部分については、多分議員も感じてらっしゃると思いますが、自分たちの例えば活動費であったり、例えば自治会からもらわれている消防費であったり、こういったものに関しては、当然消防団の分団の中で、例えば慰勞に使われたり、友好に使われたり、食料費であったり、旅行積み立てであったり、そういったものに使われているのかなと思いますが、これは町が支払いを結局補助という形で行ったものではありませんので、一切それ以外の公金外

現金については、私たちは監査は行っておりませんし、する必要はないと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ただ役場のほうから分団の活動補助金、それと出動手当、あと団員報酬、すべて一括して通帳に振り込んでいるんです。もちろん自治会から集めた消防費、これも一つの通帳で管理しています。ですから、役場が出した9万円だけチェックすればいい。これでやっちゃうとやばいですよ、本当に。

消防団の方、私、もちろん信頼していますけれども、職員がそういった不正を働くようなこともありますから、分団の中できちんとやられているか。そこにはコンプライアンスという言葉も御存じだと思います。法的遵守という意味です。ですから、地域の自治会の方々が活動報告、要らないよともし言ったとしても、きちんと活動報告、監査報告受けて、それを自治会に提示する。全体のお金です。そこはきちんとやったほうが、お互いの身を守るということにつながります。そこはぜひきちんとやってください。

なぜなら、消防団員は非常勤の地方公務員って身分なんです。言いかえれば、宇美町役場の職員なんです。あくまで非常勤ですけれども。お互いの身を守るということを考えると、そこはきちっとやったほうがいいと思います。そこはしっかり話していただいてやってください。

さっきも言ったように、お金の遅延が発生したり、そういったことが頻発すると、本当に役場はきちんとやっているのか、そこを問いただされますよ。今回も私、愉快犯じゃないと思います。確信で言っていると思います。そして、自分の筆跡があえてわからないようにしたっていうのは、あなた方から何言われるかわからないからですよ。そこをしっかりと踏まえて、今後きちんとやってください。終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員に申し上げます。時間となりました。これで1番、丸山議員の一般質問を終結します。（「はい、終わります」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）訂正ですか。訂正ということですので、高場副町長、どうぞ。

○副町長（高場英信君） 恐れ入ります。先ほどの答弁の中で、机上訓練を年内にやるという答弁をしたようでございます。実は年度内にやるということで計画しております。機構改革を踏まえて計画をしているというところでございますので、訂正しておわびをさせていただきます。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまより40分まで休憩に入ります。

11時31分休憩

.....

11時40分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号2番。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 11番、飛賀貴夫です。先月27日から30日にかけて秋雨前線が停滞する影響で、線状降水帯が発生し、九州北部は局地的な大雨に見舞われ、長崎県、佐賀県、福岡県を中心に、気象庁は記録的短時間大雨情報を相次ぎ出し、数十年に一度の災害のおそれがあるとして、3県に大雨特別警報を発令し、直ちに命を守るため、最善を尽くす必要がある警戒レベル5に相当すると呼びかけました。

しかしながら、一連の記録的な豪雨で、佐賀、福岡両県で、残念ながら4名のとうとい命が失われ、改めましてお亡くなりになられた方々や御遺族の方々に對しまして謹んで御冥福をお祈り申し上げますとともに、床上・床下浸水や鉄工所から油が流出し、甚大な被害に被災されました方々には、衷心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復興と復旧を心から願うところです。

また、本日未明に強い勢力の台風15号が千葉県に上陸し、首都圏を直撃し、大荒れの天気になり、大規模な停電や交通機関にも大きな影響が出ているとのことで、大災害につながらないことを祈るばかりです。

さて、今回の一般質問は、「宇美町の創生は」と題して質問を行います。

まず、教育行政の方向性についてお尋ねいたします。

平成30年12月の議会の折に、今後の宇美町の教育行政をどのように推進されるかを就任早々の佐々木教育長にお尋ねいたしました。その中で、教育長は、「職責を果たしていくことが重要である」と述べられ、「宇美町の教育復活に向け、さまざまな教育施策を進めていかなければならないと考えている」、それは、「宇美町の子どもたちにとって積極的で主体的な学びを充実させるための取り組みとして特に力を入れていく施策は、学力向上の取り組み、学校安全の充実、特別支援教育の推進、食育の推進、コミュニティ・スクール」ということでした。

また、近年グローバル化やICT化の進展などに伴い、学校が取り組むべき新たな教育課題がふえていることも聞いております。新学習指導要領では、小学校からの外国語教育の充実やICTの積極的活用など、新たな視点が加わりました。この新学習指導要領では、急速に変革し、予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成することがうたわれています。この新たな教育課題についても、どのように推進されるかをお尋ねいたします。

そこで、これからの取り組みの施策と進捗状況、またその責務を果たすために今後どのようなことを考えておられるかを順次お尋ねいたします。

まず最初に、学力向上、本町の教育水準についてお尋ねいたします。

平成31年4月に実施されました全国学力・学習状況調査の結果が8月に発表されたと聞いております。恐らく宇美町の各小中学校の結果分析については、現在、教育委員会で実施されてい

ることと思います。

そこで、まずこの調査結果について、どのように分析をしていこうというのかをお尋ねいたします。

また、その調査結果から、宇美町の教育水準を高めるためにどのような取り組みを進めるか、あわせてお尋ねいたします。

さらに、町内において分析した結果、学校に格差が生じた場合にはどのように是正されるか、お尋ねいたします。年度途中ということですので、現時点の実態や状況から答弁をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 失礼いたします。教育長に就任いたしまして、もうすぐ1年になりますが、これまでの業績と教育行政の方向性を問う質問だと思っております。しっかり答弁していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、学力向上につきまして、3点お尋ねであると思っております。

まず、どのように全国学力・学習状況調査の結果を分析していこうとしているのかの質問に対してお答えしたいと思っております。

現在、本年4月実施されました全国学力・学習状況調査の結果が示され、現在、学校では独自に分析をしているところでございます。教育委員会におきましても、各学校の結果を踏まえ、分析を行っていらっしゃるところでございます。調査結果を全国や県との比較、同一学年、同一児童生徒の経年比較、また無回答率など多面的に分析を行い、各学校の課題に応じた指導、助言を行おうと考えているところでございます。

次に、結果の分析を踏まえどのような取り組みを進めるのかの質問にお答えいたします。

福岡県におきましては、児童生徒の学力状況を各教科別の学力層に着目して分析することで、各学校や地域の実態に応じた指導方法等に関する取り組みが示されているところでございますが、本町におきましても、すべての子どもの学力向上に向けて取り組んでいくのを前提にしまして、特に低学力層の子どもの実態を把握して、今後の指導に生かしていくよう現在取り組んでいるところでございます。宇美町全体の教育水準を高めようと、今後しっかり努めてまいりたいと思っております。

最後に、お尋ねにありました学校格差をどう是正するのかについてお答えいたします。

各学校では、この調査結果を分析し、1学期の取り組みの検証を行っているところでございます。さらに、検証した結果を2学期の取り組みに生かそうと、今取り組んでいるところでございます。現在、各学校を訪問して、学力向上に関する内容を重点的に、個別にヒアリングを行い、学力の状況と今後の取り組みの指導、助言をしているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 次に、エアコンの設置の波及効果についてお尋ねいたします。

私は、議員の2期目の当初から、小中学校にエアコン設置に向け、議員活動を行ってまいりました。昨年の気候変動により、記録的な高温が続き、暑さが災害と捉えられ、災害級の暑さとの言葉が2018年流行語大賞のトップテンに入り、国民の暑さに対する心構えを変え、命にかかわる危険な暑さという表現が使われるようになり、2018年7月に政府、菅官房長官の記者会見で、「全国各地で記録的な猛暑が続いていることを受け、児童生徒の安全、健康を守るための猛暑対策は緊急の課題で、学校へのクーラー設置を支援していく必要は当然ある」と指摘し、財源に関しては「来年のこの時期に間に合うように責任を持って対応したい」と述べられ、折りしも西日本豪雨災害で学校施設が避難所となり、全国的にエアコン設置が加速し、当町においても昨年8月に、財政が厳しい中、木原町長の熟慮断行で設置が決定され、動き始め、9月の定例議会では、宇美町小中学校PTA連合協議会から、全小中学校に早期エアコンの設置を求める請願が出され、学校教育課をはじめ、各関係所管が設置に向け鋭意努力され、小学校では、本年6月下旬から、中学校では、7月中旬から試験運転が開始され、8月7日、8日で完了検査が終了し、引き渡され、2学期から運用が開始され、請願のとおり、整備が完成しました。本当に各課の皆さんには、衷心から敬意と感謝を表します。

私は、エアコンを設置したから気候対策が終わったんじゃない、エアコンを設置したから教育環境に波及させなければならないと思います。例えば、夏休みの短縮化など、授業こま数をふやし、学力向上に向けた取り組みや夏休み期間中に教室を開放し、地域の方々の協力を得て、寺子屋教室や大学生の教育課程実習生を招いて、補習学習や集中学習などの開催や、同時に子どもの貧困問題による教育格差を是正するため、学習指導など、宇美町独自の特徴ある教育行政を推進されたらいかがでしょうか。また、夏休みの短縮化は、保護者からすると、大いに歓迎されるものではないでしょうか。

後から質問いたしますコミュニティ・スクールを夏休み期間中に利用するなど、いろいろな取り組みが考えられると思いますが、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） エアコン設置による教育効果の御質問だろうと思っております。エアコン設置による教育効果として、既に設置しておりますほかの自治体の情報を収集すると、夏休みの補習が効果的に実施できるようになった、熱中症等により体調を損なうものが減った、さらには給食の残食量が減ったという、そういう状況が報告されているようです。

私も早速学校のほうに出向きまして、エアコンの様子と、あと子どもたちの様子を見てきたん

ですが、本当に子どもたちが集中して学習している様子を見ることができたし、非常に表情も明るく、これまでにない環境ということで、非常に子どもたちも喜んでいるという姿を見ることができました。

そこで、本町の教育委員会としましては、今後エアコン設置の教育効果に着眼し、これまでの取り組みの積極的な推進と宇美町独自の特徴ある教育施策を考えてまいりたいと思っております。

しかしながら、議員御指摘の夏休み期間中には、教職員の資質向上の研修会の設定や教材研究、中体連の試合の実施、児童生徒に対して実施されている夏休み授業の実施、さらには学校設備の維持管理活動の実施など、これ夏休みしかできないことが多くあるように思われます。今後、夏休み短縮化につきましては、研究する必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ぜひ今後のエアコンについての意義ある活用を期待いたします。

次に、特別支援教育の推進についてお尋ねいたします。

現在、社会全体で障がい者に対する理解や支援の必要性の認識も進み、学校においては一人一人の教育的ニーズに対応して、個別の指導計画や個別な教育計画に基づき、適切な支援を行うことが重要となってきています。

また、学習障害や注意欠陥多動性障害といった発達障害については、それぞれの子どもたちが違った個性を持っており、保護者のさまざまな不安や悩みに対応する相談役が必要になっています。現在、糟屋郡内の特別支援教育を受けている児童生徒がふえているのも聞いています。

そこで、本町の特別支援教育の実態についてお尋ねいたします。

各小中学校では、特別支援教育を受けている児童生徒の保護者の相談役となる特別支援教育コーディネーターが任命されており、その業務は、今後の特別支援教育の推進に向けて一層重要になってくるものと思われます。

そこで、小中学校における特別支援教育の円滑な推進に向け、特別支援教育コーディネーターについて、専任化するなど十分に業務を発揮できる推進体制づくりが必要であると思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 今、議員御指摘のように、糟屋地区内の特別支援教育を受けている児童生徒はふえている状況は間違いございません。そういう報告が教育長会のほうでもなされているところです。今後、特別支援教育の充実を図っていく必要があると私も認識しております。

当町の学校におきましては、一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法などを盛り込んだ個別の指導計画や関係機関等々の連携による教育的支援の目標、内容等を盛り

込んだ個別の教育支援計画を作成して、計画に基づき、適切な支援を行うこととしております。

今後も適切に計画を作成、実施するという事は重要であります。そのほか学校と福祉機関などの関係機関との連携を強化していく、そういう取り組みも必要になってくるのだらうと思っております。そういう指導、助言も今後してまいりたいと思っております。

また、各学校で指名されています特別支援教育コーディネーターの資質向上と業務遂行ができる体制づくりについても、今後指導してまいります。あわせて、特別支援教育コーディネーターの専任化にかかわります定数措置、これは非常に難しいとは思いますが、諦めずに福岡県のほうへ、県へ働きかけていきたいと考えております。

さらには、本町で任用しておりますスクールソーシャルワーカーを活用することなどにより、発達障害のある児童生徒が生活全般にわたり必要な支援が受けられるように今後も取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ぜひその特別支援教育コーディネーターの専任化に向けて、鋭意努力されることを期待いたします。

次に、食育の推進についてお尋ねをいたします。

教育長は、就任に際し、食育を推進する取り組みを提言されました。食育を推進するためには、子どもたちに正しい食事のとり方や望ましい食生活を身につけさせ、学校で食に関する指導を充実させることが重要です。本町では、食育の一層の推進を図るために、平成28年度に文部科学省委託事業「スーパー食育スクール事業」を、平成29年度に「福岡県つながる食育推進事業」などを受け、教育プログラムを作成、実践、検証したと聞いております。今後、これまでの食育の取り組みをさらなる高みに前進させるために、栄養教諭、学校栄養職員の役割は重要であると思っております。

この栄養教諭、学校栄養職員は、教育の面の指導だけではなく、学校給食の管理、衛生管理をはじめ、食物アレルギーを持つ子どもたちへの個別指導及び管理など、幅広く子どもの命にかかわる重要な業務に携わっております。今後、これまでの実践を積み重ねてきた学校での食育の取り組みを家庭や地域へアプローチしていくことも意義あることだと考えております。

そこで、本町における食育の取り組みの進捗状況について、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一朗君） この食育につきましては、学校でよく言われております知育・徳育・体育という、この三本柱を支える内容だなということを、今、学校のほうでもそういう取り組みをしているわけですが、この食育の取り組みに関する質問にお答えをしたいと思います。

本町では、議員御指摘のように、これまで食育の推進を図るために、食育の授業を進めてまいりました。特に、宇美小学校では、食生活習慣を改善し、進んで健康な体づくりに取り組む子どもを目指して、家庭を巻き込んだ取り組みを実践しております。

特に、家庭、地域等と連携した取り組みの推進につきましては、本町の栄養教諭や学校栄養職員が中心となって、子どもがつくる弁当の日の普及、朝食を食べる習慣の定着に向けた取り組みなど、学校における食育と家庭地域における食育をつなぐ取り組みを進めることができました。今後も本町の教育の特色として、食育を充実させてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 私は、食育と同等に、排便の重要性を幾度か訴えてまいりました。排便は生理現象で、我慢すると、食欲がなくなる、集中力がなくなる、体調が悪くなる、生活リズムが乱れる、便秘ぎみの子どもは悪化し、便秘が慢性化するなど、親が認識していない子どもの隠れ便秘が問題となっています。

それなのに学校では、排便ができない子どもが多い根底には、小学校の学習指導要領に排せつの文字がないというところに問題があると思います。子どもが社会生活を踏み出す第一歩のところで、排せつのメカニズムや、なぜそれが大切なのか、ルールやマナーなどの教育がなされておりません。

結果、排便イコール嫌なものという文化だけが形成されているのが現状だと思います。小学校で培われたそのイメージが成長しても残ってしまうことで、中学、高校に進んでも、学校で排便ができない子どもが減らないのではないのでしょうか。

また、家庭や外出先でのトイレがどんどんきれいになっていく中で、特に公立の小中学校のトイレは、古く、暗い、臭い、汚いというイメージが強く、空間へのマイナスイメージも手伝って、ますます学校のトイレが嫌だという気持ちになってしまうことだと思います。

特に、男子は小便器と個室が分かれているため、個室に入ることで排便することがばれてしまうのを嫌う子どもたちも多く、全部を個室にするべきとの声もありますが、それに対しては、排便が嫌なものとして、見えないように覆い隠そうという考えになってしまうことが懸念されています。

排せつについての教育に力を入れていくことで、落ちつけることができるトイレの空間をつくっていくことが児童生徒にとって重要なことだと考えています。近年、子どもたちの家庭生活環境の変化から、学校のトイレを和式から洋式や温水洗浄便座への改修や、衛生面から学校のトイレの清掃方法を湿式清掃から乾式清掃へ転換する学校が増加の中、当町の小中学校のトイレの床を湿式から乾式へ改修等を進めるべきと考えております。

しかし、多額の予算を伴うことは重々承知しておりますが、児童生徒の教育施設環境整備にエアコンと同等に必要と考えていますが、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一朗君） この排せつについての教育、排育ですか、これは議員のほうから以前も質問がありまして、非常に食育にかかわらず、非常に重要な教育の内容だなどは認識しております。

児童生徒のライフスタイルの変化に伴いまして、さらにトイレの洋式化が進んでいることにつきましてには教育委員会としても認識しているところでございますが、これまでも議会におきまして一般質問があっております。これまでの答弁同様、教育環境改善の一環として、学校施設のトイレを洋式主体に切りかえていく必要があるものとは考えておるところでございます。そのことが子どもたちの非常に充実した教育を保障する意味でも、非常に大事になってくる環境整備じゃないだろうかと、私自身は認識しております。

そのトイレの改修の具体的な状況につきまして、今から原田課長に答えさせたいと思っておりますが、よろしいですかね。はい、ちょっと。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 失礼いたします。トイレの改修について、詳細を私のほうから回答をさせていただきたいと思っております。

昨年では、長年の懸案事項でありました宇美小学校のトイレの改修工事を実施させていただきましたが、教育効果は絶大なものがございます。子どもたちは、排せつの際の心配がなくなり、心身ともに健康で、学校生活を過ごすことができます。

また、子どもたちは日々しっかりこのトイレを掃除して、大切に使っています。平成28年度に文部科学省が実施いたしました調査結果では、全国の学校のトイレの洋式化率は43.3%で、いまだ半数以上は和式便器となっております。当町も例外ではなく、全国平均を下回っている学校も存在いたします。

先日補正予算の御承認をいただきましたが、来年度は学校施設環境改善交付金を活用いたしまして、桜原小学校の校舎及び体育館、あわせて宇美中学校の体育館内のトイレの改修を計画しております。今後も引き続き、洋式化また乾式化への改修工事を計画し、子どもたちが安心して学校生活を過ごすことができるよう、教育環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ぜひ食育、排育についても推進していただき、学校の教育施設環境の充実には鋭意努力していただきたいと思っております。

次に、コミュニティ・スクールの進捗状況についてお尋ねいたします。

本町において、学校と地域住民や保護者が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールを導入しております。このコミュニティ・スクールによって、地域住民が積極的に学校に協力する環境がつけられ、学校が地域住民と子どもの課題解決に当たっているケースが報告されています。

例えば、宇美東小学校では、地域の方々と一緒に行う校庭美化作業や通学路の環境整備、桜原小学校では、学力向上の取り組みとして赤ペン先生、南中学校校区では、地域を愛し、地域を担う児童生徒たちの育成を目指した原田小学校と宇美南中学校が連携した取り組みを行っていると聞いております。

また、多くの校区で、地域の方々に登下校の見守りの活動をしていただいております。このようにコミュニティ・スクールでは、学校と地域住民や保護者が問題意識を共有し、学校だけではなく、地域の課題も解決しているという話を聞いて、とてもすばらしいことであり、私は、大変うれしく思っています。

そこで、本町の教育の方向性を示す重要な施策としてコミュニティ・スクールの積極的推進は、宇美町の将来を担う子どもたちにとって必要となってきたのではないのでしょうか、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一朗君） コミュニティ・スクールにつきましては、非常に全国広がりを見せております。これは国が努力義務を課したという部分もありまして、多くの学校がコミュニティ・スクールを進めているわけですが、本町は以前からこのコミュニティ・スクールを実施しておりまして、非常に先進地ですか、先進校としていろんな視察も受けて、非常に充実した取り組みが各学校でなされている状況でございます。

このコミュニティ・スクールにつきましては、議員さん方が御承知のとおり、学校が地域と目標やビジョンを共有して、地域と一体となって児童生徒を育むためのこの有効な仕組みであります。

また、学校の教育活動に地域の方が参画することで、学校と地域が相互に活性化するものだと私自身は考えております。これまで教育委員会としましても、学校、保護者、地域住民を対象にしたコミュニティ・スクールの具体的な取り組みについて、理解を進めるための研修会やフォーラムなどを実施するなど、さまざまな取り組みをしてまいりました。

今後も町全体の取り組みとともに、各学校運営協議会などの場におきまして、このコミュニティ・スクールの積極的推進を支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 次に、新学習指導要領に対応したICT教育環境の整備についてお尋ねいたします。

新学習指導要領において、主体的・対話的で深い学びが本格的な導入となり、この学びを十分に発揮するため、環境整備が求められていることは言うまでもありません。特に、社会環境や家庭環境としてのICTの導入が目覚しく進み、大人だけではなく、児童生徒のコミュニケーションツールとしての機能性を発揮しており、現状においては学校教育のICT環境の整備が必要になってきているのではないのでしょうか。

昨年10月に厚生文教常任委員会で視察に行きました大阪府茨木市教育委員会の取り組みとして、ICT機器の整備が挙げられています。学力向上に向け、エアコンの設置や学校図書館の整備とあわせて、学習環境としてのICT機器の整備をハイスピードで行ったそうです。今後、本町におきましても、早急にこれらの環境整備に取り組むべきことと考えております。

そこで、学校教育におけるICT環境の整備についてどのように考えておられるか、お聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 学校のICT環境の整備についてということでございますので、私から回答させていただきます。

いよいよ来年4月から、小学校では新学習指導要領の完全実施に伴いまして、新たにプログラミング教育が導入されることなどから、多様な学習形態に対応できる教育環境を整備していく必要があるというふうに認識しているところです。

当町では、昨年度教職員用のパソコン機器の更新を行いました。今年度は各学校のパソコン教室に配置しておりますパソコン機器等の更新を計画しておりまして、間もなく発注を行う予定としております。当初は10台のデスクトップ型での入れかえを計画しておりましたが、このたび各小中学校の教室にエアコンが設置されたことから、パソコン教室に限らず、ほかの教室でも利用できるようにノート型のパソコンに切りかえ、一部タブレット型のパソコンも導入する計画といたしております。

また、一昨年は補助金を活用いたしまして、各学校に3台ずつ電子黒板とあわせて実物投影機を配備いたしましたが、今年度は各学校に液晶プロジェクターを整備する計画でございます。徐々に環境は整ってきているということでございます。

今後はタブレット型パソコンの複数配備や校内LAN環境の整備を行うとともに、ICT機器を授業で効果的に活用ができるように、教員の活用指導力を高めるための研修の実施や教員をサポートするICT支援の配置を計画するなど、ICT環境を整備して児童生徒の情報活用能力の

育成に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 次に、小学校の外国語、英語教育についてお尋ねいたします。

これまで小学校の英語教育については、総合的な学習の時間を使って始まり、2011年度から小学校5、6年生で外国語活動が必修となり、この間の取り組みにより、小学校での外国語活動は定着しつつあるものと思っております。

そして、2020年度からは、新学習指導要領の全面実施となり、小学校3年、4年生では、外国語活動が始まり、5、6年生では、外国語が必修となります。

また、平成31年4月に行われた全国学力・学習状況調査の中学校の英語では、録音方式による話すことの調査も行われたと聞いております。今後は各小中学校において、質の高い英語教育が行われることが重要であり、教員の指導力を高めることが必要になってきています。

そのため、研修等により教員の資質、能力を高めることも大切ですが、小学校外国語教育の充実のため、専科指導教員を配置することも一つの方策だと思っておりますが、いかがでしょうか。一人でも多くの専科教員を配置するよう、県や国に積極的に働きかけをすべきではないでしょうか、この点について教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 現在、小学校英語の指導に当たりましては、国や県で指導力の研修を受けた、英語指導にすぐれた教員を積極的に活用するよう指導しております。

また、議員御指摘のように、英語の免許状を有する者が専科教員として配置されると、平成32年度に完全実施となります新学習指導要領に向け、英語教育環境の充実だけではなく、教員の指導力にも波及し、英語授業の質が高まることになるものと認識しております。今後は研修会などによる教員の指導力向上とともに、専科教員の配置のための要件等をしっかり研究いたしまして、国や県への働きかけの準備をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 一人でも多くの専科教員が配置できるよう、よろしく願いいたします。

私は、これまで質問してきた教育課題を確実に推進し、町内のすべての子どもが急激に変化する社会に対応し、活躍するための必要な資質、能力を身につけることができるよう、学校と家庭と地域が一体となって取り組むすべてが教育の重要性を再認識し、宇美の未来を担う、宇美の子どもたちを社会総がかりで育成するなど、町制施行100周年記念事業の一環として恒久的に教育に関する特別な日を制定し、「教育の町・宇美」を大きく掲げ、町内外に周知させ、宇美ブラン

ド創生の取り組みはいかがでしょうか。今後教育行政が行うべきことがあれば、教育長のこれまでの教育現場での実践を踏まえ、言及していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） これまで議員の御質問にいろんな答弁をしてまいりましたが、私の教育理念といいますか、基本的な考えとしては、教育でまちづくりをとすることを考えて、それを念頭に今いろんな取り組みをしていきたいなと思っているところでございます。

現在、学校が抱える課題につきましては、これまでの議員の御質問にありましたように多様化しており、社会総がかりで対応することが必要になってきていると思います。これらの課題を解決するためには、学校や保護者だけでなく、地域住民等も教育推進の当事者となっていただき、積極的に子どもの教育に携わることのできる取り組みが必要になってきているのではないのでしょうか。

私は、このような考えに基づいて、未来の教育のあり方を地域住民を交えて議論をしていき、教育委員会の事業として、宇美の子どもたちの健やかな成長を願う、仮称ですけども、「宇美町の教育の日」の制定につきまして検討してまいりたいと思っているところです。

これは、議員御指摘のように、町制100周年記念事業の一環として、宇美町全体で教育の重要性を認識できる取り組みとしても企画していきたいと思っております。その折には、議員の皆様御指導、御協力をお願い申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ぜひその教育の日の実現に向けて、頑張っていってほしいと考えております。そのことであれば、私たち議員も一緒になって考えて推進していきたいと思っております。

最後に、木原町長にお尋ねいたします。

当町は、悲しいかな、農水産物の特産物やこれといった産業もなく、道路インフラもまだまだ整備ができておらず、ただ、福岡市の15キロ圏にあり、福岡空港まで車で20分から25分、博多駅まで30分から35分と、位置特性に恵まれ、豊かな自然に恵まれ、歴史ある町ですが、それだけでは人口減少社会の進行に歯どめはかけられないと思っています。

失礼な言い方になり申しわけありませんが、当町には立派な第6次宇美町総合計画が策定されていますが、その計画書を熟読して宇美町に転入してくる家族や子育て世代は皆無に等しいと思います。

私は、人口減少対策や定住者促進には宇美町のブランドが必要だと考えます。それは、教育と子育てと考えています。今回時間がなく、子育て支援についての質問はできませんでしたが、当町の子育て支援課はすばらしい事業を展開し、保育所の待機児童ゼロ、放課後児童クラブの待機

児童もゼロと、子育て支援事業の実績を残し、誇らしく思います。これこそが宇美町のブランドではないでしょうか。

子育てを宇美町のブランドとして拡充するためにも、「(仮称)子どもの権利条例」の制定がぜひ必要と考えます。日本では全体の7人に1人の子どもたちが貧困状態にあると言われていています。その人数は国内でおおよそ280万人です。子どもたちが直面する生活困窮の現状や貧困による不利益がスパイラルに陥っており、児童虐待は年々増加し、虐待による子どもの死亡が報道されています。

また、貧困を理由に、子どもは教育や社会経験の機会を失ってしまい、結果として学力の不足の子どもや精神的に未熟児のまま大人になり、低所得、あるいは所得がない生活を送るケースが多いため、貧困は連鎖してしまうと言われており、この連鎖が続けば続くほど、子どもたちの貧困は深刻化の一途をたどります。

貧困による教育格差は、特に深刻です。宇美ブランド創生に向け、「(仮称)子ども権利条例」の制定が必要不可欠で、条例制定に向け、関係者と議員有志で勉強会を行い、プロジェクトチームを結成していく考えを持っておりますので、行政の御協力をいただければと思っていますが、木原町長の見解をお聞かせください。

それと、子育ての世代の転入促進には、都市圏へのアクセスの容易さと自然豊かな住環境の立地であり、当町はそれを兼ね備えていると思います。私は、当町に子育て世代の転入促進の最も大事なものは教育環境と子育て環境だと思います。宇美で育った子どもたちが将来この宇美町を誇れるよう、宇美ブランドとして「教育の町・子育ての町」を創生する考えはいかがでしょうか、町長の見解をお聞かせください。

○議長(古賀ひろ子君) 木原町長。

○町長(木原 忠君) 今、議員のほうからは、宇美町におきます人口減少対策や定住者促進に向けまして子育てと教育を軸に、議員が言われますところの宇美町ブランドを創生すること、またこれと連動いたしまして児童虐待や子どもの貧困など、近年の社会情勢を受け、子どもの人権や権利等を明確にする条例の制定についてお尋ねがございました。

まず、ブランド化についてでございますが、地方創生の流れの中で、これからの町づくりや町の活性化に向けましては、自然や歴史、文化、風土など、その土地ならではの特色を最大限に生かしていく、こういったことが必要であろうかと、このように考えております。

そうした中、近年の子どもたちを取り巻く状況は、児童虐待や貧困問題など非常に憂慮する環境にあるのが現状でありまして、教育や子育ての充実喫緊の重要な課題であると、私自身も常日ごろから十分に感じているところでございます。

そこで、我が宇美町は、安産の神様として広く認知をされております宇美八幡宮があり、さら

に長きにわたって築かれてきた子安という、本当に由緒ある子育ての風土を有していることは、本当に他に誇れる大きな、最大の特色であると、このように思っております。

子どもたちの健全育成の思いとこうした宇美町の特色を背景といたしまして、第6次宇美町総合計画の後期実践計画の重点施策におきまして、子育てと教育の充実を掲げ、来年1月に予定しております宇美町行政組織の機構改革におきまして、子育て部門と教育部門を教育委員会のセクションに配置をすることと、このようにいたしております。こういった体制を整備する中で、議員提案の宇美町独自の子育てと教育の特色化を今後目指してまいりたいと、このように思っております。

また、児童虐待や子どもの貧困等の解消に向けまして、今回、議会議員の立場から、子どもに関する人権や権利等の条例制定の御提案をいただき、大変うれしく、またありがたく思っております。これからの宇美町を、そして日本を担う無限の可能性を秘めた子どもたちに対しまして、子どもみずからが有する権利等を社会全体で、また町全体で共有しながら、望ましい環境をつくっていくことが時代の変化にかかわらず、恒久的な命題であると、このように私自身捉えております。行政としましても、今後の条例制定に向けた議会の取り組みに対しましてしっかり連携、協力を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ぜひ宇美ブランドの創生に向けて、今後ともそれを期待しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 11番、飛賀議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまより13時30分まで休憩に入ります。

12時26分休憩

.....

13時30分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号3番。13番、南里議員。

○13番（南里正秀君） 13番、南里正秀です。私は本定例会におきまして、学校における働き方改革について一般質問をさせていただきます。

社会の急激な変化が進む中で、平成28年度に実施された教員勤務実態調査では、見過ごすことのできない教師の勤務実態が明らかになりました。また、経済協力開発機構OECDが昨年実施した国際教員指導環境調査において、加盟国などの中で、日本の小中学校教員の勤務時間が、

最も長い小学校で週54時間、中学校は週56時間という結果が出ています。長時間勤務の原因とみられるのが、部活動の指導などの課外授業と、教育委員会への報告書づくりなど、一般事務作業です。このため、教師のこれまでの働き方を見直し、みずからの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、平成31年1月25日に中央教育審議会から学校における働き方改革について答申が出されました。

そこで、最初に、本町の学校教育におきまして、現在、どのような課題があると捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 失礼いたします。学校教育課で回答させていただきます。

本町の学校教育におきましては、宇美町教育振興基本計画で示しております生き抜く力の育成、学校運営への参画・促進、教育環境の整備という3つの柱で施策を推進しております。その中でも重点的な課題は、学力向上と不登校の減少です。学力につきましては、全国や県と同じ教育水準を維持するために、学力向上に関する取り組みを検証、改善したり、子どもたちの資質・能力を育てる授業改善を行ったりできるよう支援をしているところでございます。また、不登校につきましては、不登校児童生徒を生まない取り組みや不登校の児童生徒の社会的自立を目指したかわりなどについて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、関係諸機関と連携して学校全体で取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 本町の重点的な課題は、学力向上と不登校の減少であると、ただいま説明がありました。この課題を解決していくためには、教師の事務的負担を軽減し、子どもたちに向き合える時間を多く確保することが必要ではないかと考えています。宇美町教育振興基本計画の中でも、施策の一つとして、働き方改革の推進とあるように、学校における働き方改革の実現に向けた取り組みが鋭意進められています。そこで、現在、当町取り組まれている働き方改革の内容についてお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） お尋ねの、現在、当町で取り組んでおります教職員の働き方改革の具体についてお話をさせていただきます。

まず、タイムカードやICT機器を利用いたしまして、教職員の勤務実態を把握し、各学校の管理職により指導や業務の見直しを図っております。また、各学校におきましては、週1回、または月2回程度の定時退校日の計画的な実施や、中学校におきましてはノ一部活動デーを週

2回実施をいたしております。あわせて、平成30年度から8月13日から15日までの間、この3日間につきましては学校閉庁日ということで、教職員の意識改革と健康管理のため、学校閉庁日を利用した年次休暇、夏季休暇、週休日の振りかえ休暇等の取得について、教職員への勧奨を行っているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） この働き方改革を推し進めていくためには、ただいま説明のあったほかにも、多様な施策が必要となっていくとは思いますが、今回、私はその中で学校用務員の配置と水泳事業の民営化、学校のICT環境整備といった3つの視点から質問させていただきます。

最初に、学校用務員の配置について質問いたします。

現在、1名が2校を担当している学校用務員、予算書の名称では校務員となっていますけれども、学校教育法では学校用務員となっていますので、以後は学校用務員と呼ばさせていただきますが、この学校用務員の配置や業務内容の拡充についてお伺いします。

学校用務員の仕事内容やその実態は一般に余り知られていないようですが、学校教育法に規定されている職務内容は、校地や校舎の管理や整備、施設及び設備の小規模な修理といった学校環境の整備その他の用務に従事するとなっています。端的に言えば、校内運営を補助的にサポートする、いわば縁の下の力持ち的な役割を果たしてもらっていると思います。

当町では、私が議員に就任した平成25年度は、用務員派遣事業として国の補助事業を受けて実施されていましたが、翌26年度は補助事業でなくなったため、廃止されました。学校現場や議会でも存続の声が上がり、27年度から現行の1名2校担当という形で復活した経緯があります。今年度も学校支援事業に清掃管理業務委託として校務員配置474万4,000円が計上されています。

まず、学校用務員配置の過去からの経緯についてお尋ねいたします。私が小学生のころは住み込みで学校用務員さんがおられたと記憶していますが、時代の変遷に伴い、機械警備が導入され、自治体の任意設置ということもあり、財政上の理由から学校用務員を縮小、廃止されていった傾向があったと考えますが、当町の学校用務員配置の経緯がわかれば教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） まず初めに、御指摘がありました名称につきましては、この後の答弁については用務員ということで統一して答弁させていただきたいと思っております。

学校用務員につきましては、従前、当町におきましては、各小中学校に町雇用の事務職員を配置しまして、町費の予算の執行や事務補助、また用務員的な業務も担ってまいりましたが、事務体制の見直し等によりまして廃止をされております。

そうした中、学校用務員につきましては、平成22年度から25年までの間、緊急雇用創出基金事業を活用いたしまして、当時の宇美町地域コミュニティー・センターに小中学校施設管理業務として委託を行いまして、小中学校8校に1人ずつ配置を行っておりました。平成26年度に、この緊急雇用創出基金事業がなくなったがために、やむなく用務員の配置を廃止いたしましたが、学校側からの強い要望もございまして、平成27年度から改めまして宇美町コミュニティー・センターに業務委託を行い、現在、小中学校8校に4人を配置をいたしております。1人の方につき1日4時間勤務で2校を受け持っていていただいている状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 学校教育法では、学校用務員は必要に応じて置くことができる、いわゆる任意設置の職員と定めてあるため、全国的には学校用務員を縮小する方向で見直しが進んできたのではないかと思います。糟屋地区における学校用務員の配置状況がわかれば教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 今回、御質問がございまして、改めまして糟屋地区に調査を行いました。その調査結果から、糟屋地区1市7町、8市町のうち2町は用務員を配置されておられません。また、1校に1人を配置している町が1町、2人配置が2市町、2校または3校に1人を配置しているところが当町を含めまして3町となっております。また、仕事内容や勤務時間につきましては、市町村によって異なっております。1日4時間勤務が大半でございますが、中には終日勤務をして事務補助や給食の配膳準備等も行っている町もあるようでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 次に、当町の学校用務員の仕事内容についてお伺いいたします。予算書では清掃管理業務委託となっておりますが、清掃のみに従業されているということでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 契約件名は清掃管理業務委託ということになっておりますけれども、実際の業務内容については、次のとおり仕様書に掲げております。1つは学校内外の除草作業、2つは学校行事の準備や補助、3つは学校内外のパトロール、4つは軽微な修繕、5つはその他学校長及び学校長の委任を受けた者が依頼する軽作業等の簡易な業務に従事することです。

清掃が主な業務内容となっておりますが、学校によっては配付物の印刷や仕分けの手伝いなど、学校運営全般の支援をしていただいているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 次に、学校現場の学校用務員に対する評価や意見も教育委員会で把握さ

れていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 現在、町内の8小中学校に4人の方においでいただいておりますが、今、おいでいただいている方は、どなたも非常に技能をお持ちの方々に、清掃はもちろん、草刈りや学校内の軽微な修繕はほとんど行っていただいている状況でございます。教職員では日々の業務で手の届かないような業務を担っていただいております、その結果、学校の環境維持が図られており、学校はもちろん、教育委員会といたしましても、大変ありがたく感謝をしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 学校教職員の働き方改革が叫ばれていますが、学校運営を補助的にサポートしてくれる人材が求められているのではないのでしょうか。そういった意味からも、学校用務員の業務内容を拡充し、全校に専属の学校用務員を配置することは決して無駄なことではなく、費用対効果も十分期待できるのではないかと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） この学校用務員の配置につきましては、実は議員御指摘のように、私、以前、町内の校長をしておりまして、私が赴任したときには1名いらっしやって、非常に多岐にわたって学校の業務をしていただいて、本当に教員が助かったと、今、記憶しております。その次の年には廃止されたということで、非常に愕然としまして、そのときに町内の校長会集まって、校長集まって、教育委員会にお願いしたという経緯があります。そのおかげで、現在、2校に1名ですかね、配置して、本当に、そのときの町当局にありがたい思いだなということで、校長会でお礼を申し上げたといった覚えがあります。

本当に、今、申しましたように、学校用務員さんの業務内容については、非常に学校としても教職員の負担軽減につながる。そのことだけではなくて、このことが非常に子どもたちにとっても有益な影響を及ぼすのではないだろうかと思っております。

特に、議員御指摘のように、学校用務員だけではなくて、学校運営を補助的にサポートしてくれる人材の配置は教職員の負担を軽減し、子どもと向き合う時間をふやすことができ、本町の重点課題でもあります、先ほど課長が申しましたが、学力向上や不登校問題に対応する上で意義のあるものと考えております。

現在、課長も申したように、町内の小中学校8校に学校用務員さんを4人配置し、学校の教育環境の整備等の業務を担っていただいておりますが、この学校運営をサポートする業務の遂行により、非常に学校教職員の業務は円滑に進んで、結果的には子どもへの教育にとってプラスとなっているものと考えております。今後、教育委員会としましても、継続配置と、特に人員拡充に

よる専属配置につきましては、学校用務員さん方をお願いする業務内容をしっかり調査して、また見直したりしながら研究をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） この用務員の委託の方法ということで、学校用務員の配置に当たりましては、民間委託という方法もありますが、民間委託、いわゆるアウトソーシングの場合は、校長、教頭が、直接、指揮命令できないなどの問題があり、偽装請負としての違法状態になる危険性があります。それよりも、今後、地域コミュニティを充実、発展させていく施策を展開していく中で、学校や地域の状況を十分理解され、ボランティア精神に富まれた方を学校長の意見も聞きながら校区内から人材を求めることは、高齢者等の雇用機会をふやす手段としても有効ではないかと考えますが、再度、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 議員御指摘のように、地域コミュニティに人材を求めて、地域の方々に学校の業務にかかわっていただくことは、学校教職員の子どもへの指導時間の確保だけでなく、地域の方々の生きがいつくりや地域活動の活性化につながるものと考えております。そこで、学校教職員が担っている業務の中で、教職員以外の者ができることを家庭や地域に協力をお願いすることにつきましては、今後、各小学校コミュニティ運営協議会に丁寧に説明するとともに、町長部局の関係課と連携して、調査研究してまいります。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 現在、財政健全化計画を進めている中で、予算の増額は厳しいとは思いますが、選択と集中という観点から次年度の予算編成に向けて財政部局としっかりと議論していただきたいと思えます。

2問目に入ります。2問目は学校の働き方改革の一環として、水泳授業の民間委託について質問いたします。

お隣の太宰府市が今年度から小学校の水泳授業を民間のスイミングクラブに委託するとの報道が、ことし2月にありました。太宰府市によりますと、小学校の水泳授業は従来、夏休みを挟んで6月から9月に行われており、水城小と水城西小の2校のプールの維持管理費は20年間で約3億円。年間1,500万円が必要であり、これを民間委託すれば年間320万円を節約できるとのことでした。

私も太宰府市の学校教育課を訪問し、お話を聞いてきました。今年度は小学校7校中2校で3カ所の民間施設と委託契約しているとのことでした。委託期間は6月から12月まで、1こまが2時間30分で、3回から4回実施予定とのことでした。交通手段は、近いところは徒歩で行き

ますが、遠いところはバスでの送迎を契約に含めているそうです。学校プールでの水泳授業はカリキュラム作成などで教職員の負担が大きいこともあり、学校の働き方改革の一環として取り組まれています。

私は平成28年6月定例会で、脱1校1プールという提案をさせていただきました。経費削減、費用対効果の面から民間のスイミングクラブを利用したり、複数校で共用して水泳授業を実施している自治体も多いこと、民間の屋内プールを利用すれば、紫外線対策が不要となり、年間を通じた授業が可能となり、カリキュラムを柔軟に組むことができること、専門インストラクターによる指導で、水泳能力の向上が期待できることなど、メリットが大きいと考えています。当然、デメリットもありますが、喫緊の課題である学校の働き方改革に大きく寄与するのではないかと考えています。

当初予算で小中学校長寿命化計画策定業務委託料が計上され、策定が進んでいると思いますが、プールについてはどのような検討がなされているのか、お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 御質問の策定中の長寿命化計画、いわゆる個別の施設計画につきましては、校舎や体育館等、建物を対象としております。プールにつきましては別途検討を行うことというふうにさせていただいております。

そうした中、当町におきましては、平成28年度に財産活用課の技術支援を受けまして、各小中学校のプールの状況を把握し、その後、平成29年度に宇美小学校、平成30年度には宇美東小学校の小プールの塗装改修工事を実施させていただきました。その他の学校につきましても、児童生徒の安全面を最優先に、維持保全のための補修等を行っているところでございます。

老朽化が進む学校プールの維持保全には、今後、相当な費用を要することが想定されます。過去には、南里議員から脱1校1プールといった御提案も頂戴しているところでございます。現在、プールの使用につきましては、1学期のみとして経費縮減に努めているところではございますが、年間の授業時数に照らし、費用対効果などを念頭に置きながら、また、各市町の先進的な取り組み等も情報収集して、最良の運営方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 当町には、お隣の太宰府市のように民間施設はないため、実現には多くの課題もありますが、今後、十分検討に値するのではないかと考えています。

最後に、水泳授業の民間委託について、教育長はどのようにお考えなのか、見解をお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 老朽化した学校プールの維持費削減や教職員の負担軽減につなげようと、水泳授業を民間委託しているところがあります。また、その検証を進めている自治体も多くあるようです。本町としましては、学校の水泳授業の実態把握、各学校の校長等の意見聴取、実施している自治体の検証内容などの情報を収集して、今後、引き続き調査研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） それでは、3問目に移ります。3問目は学校の働き方改革の一環として、学校施設の整備、特にICT環境整備について質問いたします。午前中の飛賀議員の質問と一部重複する部分もあると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

来年度から始まる新学習指導要領においては、情報活用能力が言語能力、問題発見解決能力等と同様に学習の基盤となる資質・能力と位置づけられており、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために、必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されるとともに、小学校におきましては、プログラミング教育が必修化されることなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では教育のICT化に向けた2018年度から2022年度までの環境整備5カ年計画を策定し、このために必要な経費として、単年度ベースで1,805億円の地方財政措置を講じることとされています。2018年以降の学校におけるICT環境の整備方針で目標にされている水準が示されていますが、最初に、この内容についてお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 今、議員御指摘のとおり、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から完全実施されます新学習指導要領におきましては、積極的にICTを活用することが想定されております。このため、文部科学省では2018年度から教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画を策定いたしまして、必要な財政措置を行い、各自治体に対して整備の促進をしているところでございます。

この計画におきまして、2018年度以降における学校におけるICT環境の整備方針で、目標とされている水準は大きくは6点ございます。1点目は学習者用コンピューターを3クラスに1クラス分程度整備。2点目が指導者用コンピューターを授業を担当する教師1人に1台。3点目が大型提示装置、実物投影機を各教室1台、特別教室用として6台を100%整備。4点目が超高速インターネット及び無線LANを100%整備。5点目が統合型公務支援システムを100%整備。6点目がICT支援員を4人に1人配置。その他、学習用ツール、予備用学習者

用コンピューター等を整備することとされております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 平成31年度宇美町教育振興基本計画では、学校施設の整備充実の具体的方策に、ICT環境整備としてパソコン教室機器等更新、プロジェクター整備を掲げられていますが、実際、国が示した水準と比較して当町における現状はどうなっているのか。また、今後、どのような整備を進めていく計画なのか、お伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 平成30年10月に文部科学省が発表いたしました平成29年度、これは平成30年の3月現在のものですが、この調査結果におきましては、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数は全国平均値で5.6人となっております。福岡県では7.4人で全国で43位、宇美町では8.4人となっており、糟屋地区内では久山町に次いで2番目に高い数値となっております。

また、普通教室の無線LAN環境は全国平均値が34.5%であるのに対し、福岡県が9.4%で全国47位。そうした中、宇美町については71.5%となっています。ただし、超高速インターネット接続環境とはなっておらず、一度に複数の台数を使用する際は速度が出ないため、改めて整備を行う必要があるというふうに感じているところでございます。

また、普通教室の電子黒板の整備につきましては、全国平均値が26.8%、福岡県が19.2%で34位に対し、宇美町は近年、補助金を活用いたしまして整備したことによりまして24.3%と、全国に迫る状況となっております。

ただし、統合型公務支援システムにつきましては、いまだ調査研究の段階でございまして、当町では宇美小学校1校のみの整備にとどまっております。この公務支援システムにつきましては、教職員の働き方改革の一助とはなりますが、取り扱う業種によっては操作方法等が異なっておりますことから、教職員の移動等に鑑み、システムの採用に当たっては、例えば糟屋地区内での共同調達ができればと考えておりまして、引き続き、調査研究協議を進めてまいりたいと思っております。

現在の当町におきますICT機器の整備状況につきましては、午前中の飛賀議員の質問の際、答弁させていただきましたので、詳細については省略をさせていただきたいと思っておりますが、早期の整備を目指して、今後も取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 次に、糟屋地区他市町のICT環境整備状況がわかればお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 先ほどの質問の中でも一部回答をさせていただきましたが、全国に比べますと、福岡県は整備がおこなわれているという状況がございます。糟屋地区につきましては、宇美町は整備台数あるいはLANの整備環境については決して劣っていることはないかと思えます。ただし、先ほども申し上げましたように、超高速インターネット接続環境やタブレットの整備、また統合型公務支援システムについては、志免町がやや進んでいる状況であり、今後は糟屋地区の情報教育推進協議会などにおきまして、情報を共有しながら、整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 学校のICT環境を整備していくことは新学習指導要領に対応した授業に必要なことであり、教職員の負担軽減、働き方改革の推進にもつながるのではないかと考えます。

文部科学省は6月25日に全国の小・中・高校で2025年度までに児童生徒用パソコンを1人1台配備する計画を発表しました。国の財源を活用して、早期にICT環境の整備に取り組むべきではないかと思いますが、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） まず、結論から言いますと、このICT環境の整備というのは、本当に宇美町の教育の特色としていくべきではないだろうかという考えも持っております。

先ほどから質問の中にありますように、新学習指導要領に示されております情報活用能力については、学習の基盤となる資質・能力として位置づけられております。その育成のためには、ICT活用の視点を踏まえた授業づくりが、今後、求められていくと思っております。

また、ICT活用は、さまざまな教育の場面において、効率的、効果的に取り組むことができ、教育活動の省力化などにも有効であり、今後の学校現場での積極的な活用が期待できるものであります。

このような考えを踏まえまして、現在進めておりますICT環境の整備と、それを活用する教職員の指導力の向上の取り組みを、早急に、早期に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 以上、学校の働き方改革について3つの視点から質問させていただきましたが、教師が子どもたちと向き合える時間を確保していくことが学力向上と不登校の減少という課題の解決につながっていくのではないかと考えています。これは、教育委員会だけの問題と捉えず、行政と議会が一体となって取り組んでいくことで、ふるさとを愛する豊かな心を持った

子どもたちが育ってくれることを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 13番、南里議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） 通告番号4番。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 日本共産党の入江政行です。きょうは2つの題目について質問をいたします。

まず初めは、子どもの貧困を考えるという題目で質問いたします。日本の子どもの17歳以下の貧困率は13.9%、実に7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われていています。200万人以上いると言われていています。先進国の中でも34カ国中10番目に貧困率が高く、深刻な問題になっております。日本における子どもの貧困とは、相対的貧困のことを指しています。

貧困には2通りあります。絶対的貧困と相対的貧困と言われていています。絶対的貧困とは、人間として最低限の生活をも営むことができない状態と言われていています。これは、よく耳にされると思いますが、ストリートチルドレン、発展途上国に多く存在し、極端な貧困、虐待、ネグレクト、育児放棄ですね、その他のいろいろな要因があって、こういった状態にあるということです。

また、相対的貧困とは、国の文化水準、生活水準を比較して、困窮した状態。今、アンダークラスという新たな下層階級が出現しています。これは非正規化による経済格差による要因が多いと指摘されています。本当に、今、貧困率が高い状態になっています。これがですね、次世代の子どもに、この貧困がつながっていくというふうになっています。

子どもの貧困率とは、相対的貧困の17歳以下の子どもの割合を指し、国民の可処分所得の順に並べ、その真ん中の人の半分しか所得がない状態を言います。それを相対的貧困と呼び、親子2世代の場合、月額およそ14万円以下の所得しかないこととなります。こうした世帯で育つ子どもは、医療や食事、学習、進学などの面で極めて不利な状況に置かれ、将来も貧困から抜け出せない傾向があると明らかになっております。

また、相対的貧困状態の幾つかの例を申し上げます。1つ、親が病気のため、家事をしなければならない子ども。2番目に、食事を切り詰めるために母親が十分に食事をとっていないという子ども。3番目に、金銭的な理由で大学進学を断念する子ども。4番目に、家計を支えるため、毎日のようにアルバイトをしている子ども。こうした子どもたちは家庭内で何らかの問題を抱えています。

母子家庭の貧困率は親が仕事をしている場合でも58%と、諸外国と比べ、最も高い割合になっています。外見からはわかりにくく、住居や衣服の状況からは貧困を認知することは難しいと

言われています。

また、貧困にはほかにも一時的な貧困、これは自然災害や季節によって生まれる貧困です。また、慢性的貧困と言われる、構造的に、あるいは長期で貧困状態にあることです。貧困は、自己責任で片づけるのではなく、国の責任であると明言したいと思います。

そこで質問に移ります。宇美町は17歳以下の子どもの人数は何人で、子どもの貧困と言われる子どもの人数を把握しているか。一部、資料を課長のほうからいただいているんですけど、もう一度、答弁いただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） それでは、子育て支援課のほうからまとめて答弁させていただきます。

今、議員が説明されました、いわゆる子どもの貧困率、国の統計のデータでございますが、国民生活基礎調査に係ります貧困率というふうになっているところでございます。こちらの調査につきましては、国勢調査から世帯人員を抽出して、全国的な統計調査を行っておるものというところでございますので、都道府県あるいは自治体別に何%という統計ではないというところでございます。そこで、町として各課で把握しております人数を回答させていただきます。

まず、17歳以下人口でございますが、本年の7月1日現在、人口が3万7,322人、このうち17歳以下の子どもの数が6,565人、割合は17.6%でございます。続きまして、生活保護の被保護者数でございます。生活保護の被保護者数が746人でございます。このうちの17歳以下が134人、割合は18%でございます。

それから、続きまして、保育園、認可保育所等に在園している園児のデータでございますが、今、在園の児童数が816人、このうちのいわゆる所得による非課税世帯、税金が課税されていない世帯でございますが、127人。それから生活保護の人数が15人。あわせまして142人になっておりますが、児童数に対する割合としては17.4%でございます。

続きまして、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所でございます。利用者数が458人、このうちの非課税が53人、生活保護が1人、あわせまして54人でございますが、利用者数に対する割合は11.8%でございます。

続きまして、療育センター「すくすく」でございますが、ここは集団療育と個別療育という療育を行っております。このうち利用料がかかりますのが集団療育と言われる分でございますが、この利用者数の38人、そのうちの非課税者が2人、生活保護はゼロでございます。割合としては5.3%でございます。

続きまして、学校教育課が所管しております就学援助というのがございます。この就学援助事業の中の要保護、いわゆる生活保護の人数と割合でございますが、まず小学校、児童生徒が

2,307人、要保護の人数が42、割合は1.8%でございます。中学校、生徒数が1,078、要保護が29人、割合は2.7%でございます。続きまして、準要保護というのがございます。これは生活保護に準じた世帯というところで、生保の基準の約1.3倍の所得というところになっているところでございますが、小学校の準要保護が466で、割合は20.2%。中学校の準要保護が281で、割合が26.1%。最後に、この要保護と準要保護を合わせた%でございますが、小学校では22%、中学校では28.8%となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 大変すばらしいお答えありがとうございました。

私、この子どもの貧困と言われる人数、外見からはわかりにくくて、把握するのが大変難しいんだらうと思います。そこで、単純に17歳以下の子どもの人数が6,565人いるわけでした、冒頭に申しましたように、7人に1人、13.9%という形で計算しますと、多分940人ぐらいはいるだらうと。これは推定で、はっきり子どもの貧困だということではないんですけれども、940人の子どもたちがいるんじゃないかなと思っております。次に行きます。

1989年に国連で採択された子どもの権利条約があります。子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、これは比較的新しい条約で、日本は1994年に批准しています。中でも医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されるべき子どもの権利が、貧困では保障されづらくなる、子どもの貧困は子どもの権利を侵害する可能性があるとは私は考えております。

経済面での支援、OECD、経済協力開発機構があります。また、公的資金などを使い国レベルで開発協力するODA、政府開発援助もあります。また、食生活の面では、出荷できない余った農産物を生活困窮者に寄附するフードバンクの活動が各地で広がっております。

また、給食に関する話なんですけども、全国の小学校の給食実施率は9割を超え、ほぼ全校で実施されているが、中学校では完全給食の実施率、平成26年5月現在では87.5%となっております。また、自治体初、北九州市では子ども食堂を平成28年9月からモデル事業として市内2カ所で実施されました。これは自治体初なんですよ。平成30年の4月からは、これらの2カ所は運用を民間に移行ということでなされています。

近年では子どもの貧困や孤食支援として、子ども食堂など日本での貧困支援も大きく取り上げられています。そこで、私たちが毎月法律無料相談等をやっていますが、その弁護士事務所があります。福岡東部法律事務所というのがあります。香椎にあります。ここに吉村弁護士が主体として行っている事業があります。

香椎子ども食堂は、共働きやシングルマザー、シングルファーザーなど、時間がない人たちが

子どもと一緒に利用してもらうことを想定しています。立ち寄りやすいように、ごく普通の飲食店の形で行っているお店の名前は「O r i e n t e（おりえんて）食堂」です。

このコンセプトとして、手助けを必要とする人と手助けをしたいと思っている人をつなげる役割を果たしていきたいと、このような仕組みができれば貧困問題の解決にもつながるといふことで行ってあります。

協力したい人のちょっと意見として、学生さんなんですけど、子どもの貧困問題に関心があつて、ボランティアに興味はあるけど、どうしたらいいのかなと思っている人がおります。また、ボランティアをしたい人、得意な料理を生かしたい、たくさんの人に食べてもらいたいという、こういう思いでおられます。

また、利用したい人、共働きの御夫婦、育児や家事に追われて時間がない、気軽に食事ができる場所があればいいのになという方、シングルマザーの方、仕事が忙しくて時間がない、安く食事ができる場所があつたらいいのになと、こういうコンセプトの中でつなげる役割をも果たしているといふことで頑張つてあります。

母子家庭の1人当たりの平均所得金額は、児童のいる世帯の4割程度となっています。母子家庭の多くは本当に貧困率が高いという結果が出ています。母子家庭の貧困問題を解決するには2つの選択肢があります。母子家庭そのものの数を減らし貧困問題を解決するのか、それとも母子家庭の所得をふやして解決するのかという選択肢であります。

また、母子家庭の学歴は、二人親世帯の学歴よりも低く、中卒者は同世代女性の約三、四倍となっております。母子世帯の貧困や諸困難の背景に低学歴という問題があります。学歴が低いほど就学率が低く正規雇用が低い、非婚、未婚の世帯は中卒割合が22.5%で、同世代女性の6倍強で増加傾向にあるといわれています。

平成26年3月、文部科学省が平成25年度全国学力学習状況調査、全国学力テストの追加調査として行われた保護者に対する調査結果を発表したが、所得が高い家庭の子どもの正答率がより高いという傾向にあり、学校外教育支出が多い世帯ほど正答率が高かつたという結果が出ております。

厚生労働省白書では、小学校時点の家庭の経済状況と学力、高校卒業後の予定進路、フリーター率との分析の相関関係から、家庭の経済状況の差が子どもの学力や最終学歴に影響を及ぼし、ひいては就職後の雇用形態にも影響を与えている、いわば貧困の連鎖であると。

ここでちょっと質問に行きます。子どもの貧困に対して何らかの取り組みは宇美町でしているのかと、また、今申し上げましたように教育の環境が劣悪である、こういった対策を考えているのか、お答えをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川支援課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） それでは、子どもの貧困に対する取り組みと、町の取り組みにつきまして各課ごとに回答をしたいと思います。

まず初めに、子育て支援課の取り組みでございます。

当課の所管業務の中では、例えば保育園、あるいは学童保育所等ございますが、保育料、あるいは利用料等につきましては、町民税を基準に算定しております。その中で生保受給者、あるいは非課税世帯といった世帯につきましては減免措置を講じているというところでございます。

まず、認可保育所でございますが、認可保育所の保育料、こちらは生活保護世帯、それから、非課税世帯のひとり親世帯などにつきましては、保育料はかからない、ゼロ円というふうになっているところでございます。

まず、生保世帯につきましては13世帯15人、パーセントにしてみると1.8%、非課税世帯のひとり親につきましては52世帯62人、7.6%でございます。

それと、続きまして、先日、議員から質問をいただきました幼保無償化というのが10月から始まります。ここで、副食費につきましては免除措置がありますよという説明をしておったところですけど、これはちょっとまだ推計の段階でございます。この副食費につきましては、世帯の収入が360万程度未満につきましては免除となるような規定になっているところでございます。

こちら児童数488人に対しまして、免除の対象者145人、こちらのパーセントにつきましては29.7%でございます。

続きまして、放課後児童クラブ、学童保育所の利用料でございます。こちらにつきましては、生活保護世帯で全額免除になっているのが1世帯1名、パーセントにしますと0.2%でございます。

それから、非課税世帯につきましては半額が免除となっております。こちらにつきましては45世帯53人、パーセントにして11.6%でございます。

続きまして、こども療育センター「すくすく」の集団療育の利用料でございますが、こちらは生保世帯はゼロ人、おられないというところです。非課税世帯も全額免除になるところですけど、こちらは2人おられます。こちらのパーセントは5.3%となっております。

その他の取り組みといたしましては、例えば保育園の入園調整をして、例えば、なかなか待機等で入れないというときに調整が生じるわけでございますが、ひとり親家庭の方は優先的に入園調整を行っているといった取り組みも行っているというところでございます。

子育て支援課は以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 続きまして、学校教育課の取り組みについて回答をさせていただきます。

学校教育課の取り組みといたしましては、就学援助事業等3つの事業がございます。

1つ目の就学援助事業につきましては、学校教育法に基づきまして、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しまして、学校給食費等の就学に必要な費用の一部を援助するものでございます。

平成30年度からは、今までの援助費に加えまして、翌年度の入学予定者に対して新入学児童生徒学用品費を、いわゆる入学準備金として3月に支給をいたしまして、前倒し支給することで経済的な支援を行っております。

2つは、学習支援事業でございます。この事業につきましては、福岡県が特定非営利活動法人ワーカーズコープに委託して実施しているもので、生活困窮世帯の子どもに関する学習支援事業となっております。ただし、所得制限はございませんので、対象者は生活困窮世帯の生徒だけではありません。宇美町では平成28年度から実施しておりまして、毎週土曜日の10時から12時まで中央公民館におきまして、学校や家庭での勉強に不安を抱えている中学生を対象に、教職経験者などのボランティアの方々が学校の予習復習のサポートをしていただいております。

利用するに際しましては事前の申し込みが必要でありまして、ワーカーズコープの職員の方が参加希望の生徒と保護者と面接を行いまして、事業内容を確認し、学習を進めたい生徒に必要な支援を行っております。毎年15名程度の中学生が年間を通して参加しており、今年度は11名の中学生が参加をしております。参加者の学習の習慣化や基礎学力の定着に役立っております。

町といたしましては、毎年この、うみ広報、あるいは各中学校へのプリント等の配付によりまして周知を行い、また、学習ボランティアの募集を呼びかけて支援につなげておりまして、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

3つ目は、昨年度より福岡県から指定を受けまして取り組んでおります児童生徒を取り巻く生活環境改善事業でございます。この事業につきましては、中学校区を単位といたしまして、昨年度は宇美中学校区、本年度は宇美南中学校におきまして、スクールソーシャルワーカー及び生徒指導支援スタッフを配置して、不登校などの教育課題解決に向けて取り組んでおります。

この取り組みは、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策を展開するため福岡県で実施をされているもので、県教育委員会の支援を受けながら組織的に対応を進めているものでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 今の答弁を聞きますと、私が質問しました子どもの貧困という捉え方では対策は考えていないけど、最も一般的な子育て支援、教育法に基づいてということですね。

私が今聞いているのは、子どもの貧困、把握しにくいだろうと思うんですけど、どこまでが子

どもの貧困なのかというのを捉えにくいとは思いますが、そういった子どもの貧困に対しての特別なその対策はしていないということではよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） 特別の対策といったところで、こういったものになるのかなど、ちょっとその考え方によるんでしょうが、我々としては各課でそれぞれ所管の事業がございますので、その中でやれることはやろうというところで、例えばうちの課につきましては保育園、学童等、やはり、今多いのは何で保育園に預けるのかというのが、議員もおっしゃっていますように、ひとり親の方がやはり急激に増加しております。

そういう方々というのは、やはり所得的にも厳しいというのは我々も重々承知していますので、その辺はなるべく対応できるように保育所にしても、学童にしても、町の裁量というのがございますので、できる範囲のことはさせていただいているというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 私のほうから先ほど3つの事業について回答をさせていただきましたが、一つには経済的な支援、もう一つは学習支援、また、登校支援ということで、それぞれの家庭環境も違ってまいりますけれども、そうした中で行政としてできる支援のほうを行っておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 政府として、子どもの貧困対策として行っている施策に生活支援、経済支援に取り組みがあり、貧困の連鎖を食いとめるための子どもの貧困対策法、子どもの貧困対策の推進に関する法律があります。子どもたちは日本の将来を担っていく大切な宝ものです。子ども時代の経済格差が教育格差を生み、将来の所得格差につながると言っても過言ではないです。

子育て支援にも取り組んでありますが、子どもの貧困対策にも力を注いでいきたいと思っております。

最後に町長にお聞きします。町として、子どもの貧困対策の条例を策定を考えてみてはどうかと、町長も教育者でありますし、その辺を踏まえて、これは総括でいいんですけども、その条例策定の考えはあるかどうかと、全体的な総括でいいんですけど、町長のお考えを示していただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 子どもの貧困対策の条例制定を考えてはどうかと、こういったお尋ねでございます。

子どもの貧困につきましては、議員のほうからも憂慮すべき内容等につきまして、先ほど来られる御報告がありました。この貧困問題につきましては、公や政治の分野におきましても、子どもの将来が生まれ育った環境で左右されることがないように、そのための環境整備や教育の機

会均等を図るなど、子どもの貧困対策を総合的に推進する旨の大綱が、これは平成26年に閣議決定をされております。

さらに、今、議員のほうからもございましたように、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定をされたところでございます。

これを受けまして本県では、平成28年、2年後でございますけれども、平成28年に福岡県子どもの貧困対策推進計画が策定をされたところでございます。

また、令和元年6月には、国におきまして前段の法律、推進に関する法律でございますけれども、この法律が改正をされまして、市町村におきまして子どもの貧困対策についての計画を策定することが、これは努力義務として位置づけられたところでございます。

私としましては、本当にこの貧困問題も非常に重要な内容であると十分認識をしておりますけれども、子どもたちを取り巻く環境、状況は、児童虐待、貧困のみならず児童虐待なども含めて、これは本当に町全体で、あるいは大人社会で本当に取り組むべき課題が多々ある中で、条例制定に関しましては、午前中、先般の飛賀議員の質問に答弁した内容と重なる部分はあるわけでございますけれども、例えば人権という大きな枠の中でこれらを総合的に網羅した形で大方針を定め、そして、個別的な内容につきましては、例えば貧困に関しましては、先ほどの推進計画、これは努力義務で市町村が策定するという、この推進計画の中で具体の取り組み等を定めていくことが望ましいのではなからうかと、このように捉えているところでございます。

現在、当町では、宇美町子ども・子育て会議におきまして、宇美町子ども・子育て支援事業計画、通称「うみっ子プラン」と、このように言うておりますけれども、この第2期のプランを策定をいたしております。

この計画は令和2年度から6年度までの5年間におきます当町の子育て支援に関連した方策を定めたもので、子どもの利益を守る環境づくり、こういった基本施策の中に子どもの貧困についての施策を示すことといたしております。

このような経緯・経過もありますので、あえて子どもの貧困に特化した条例の制定が必要か否かにつきましては、前段の「(仮称)子どもの権利条約」、飛賀議員のほうからこういった御提案でございましたけれども、この内容の検討など、今後策定作業が進められる過程の中で議会とも協議をしていきたいと、このように考えております。

○議長(古賀ひろ子君) 入江議員。

○5番(入江政行君) 参考程度に申し上げます。沖縄が子どもの貧困率が全国レベルで最悪なんですね。世帯生活水準をあらわす等価可処分所得が122万の困窮層が実に4人に1人と、25%に達していると、ちょっと報告します。

今、町長から答弁がありましたように、貧困の連鎖をとめるためにも、やはり行政、貧困は自

己責任じゃないと、やっぱり国、自治体がかかわり合っていないとその連鎖はとめられないと
いうことですので、行政のほうでしっかり頑張ってもらいたいと思っております。

次の質問に移ります。

○議長（古賀ひろ子君） 続けてどうぞ。

○5番（入江政行君） 次の質問は、自衛官募集名簿要求、市町村へ圧力強化という課題で申し上げ
ます。

先に申し上げておきますけど、自衛隊自体に私、反対ではありません。これは今から説明しま
すけども、名簿提出あたりが間違っているんじゃないかということ念頭に申し上げまして今か
ら質問をいたします。

防衛省が自衛隊募集のために、自治体に対し18歳や22歳の個人情報、氏名、住所、性別、
年月日を紙媒体や電子媒体での提供協力を求めているという事実がありました。法定受託事務と
いうのがあり、法令に従って当然に御協力いただけるという前提で依頼させていただいていると
いう防衛省の回答なんですけども、宇美町はどのような対応をしているのか。

また、住民基本台帳法11条は自衛隊の情報提供の規定を定めているのか、それと、住民基本
台帳の閲覧についてはどういう制約があるのか、3点もう一度答えていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 住民基本台帳法の解釈に係る部分がございますので、まず住民課のほ
うから回答をさせていただきます。

まず、自衛官募集の名簿要求について、当町に対してどうなのかということでございますが、
住民基本台帳を所管する住民課に対しては、これまで一度もあったことはございません。したが
いまして、これに対する対応は行っておらないということでございます。

また、住民基本台帳法の第11条の規定でございますが、これにつきましては、国または地方
公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の閲覧に関する内容を規定したものでございま
して、自衛隊への情報提供に係る規定ではございません。

あと3点目でございますが、閲覧の状況です。住民基本台帳の閲覧につきましては法で定めら
れたものでございますので、当然さまざまな要件での閲覧がっております。その中でも自衛隊
からの閲覧要請につきましても御承知かと思いますが、大体春先に、その年の募集対象の方を調
査するという名目で閲覧の請求がございまして、例年それに対応をして、閲覧をさせている
ところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 課長の今の答弁の中で協力要請はなかったと捉えていいわけですね。わか

りました。

自衛隊法は、自衛隊施行令に基づき、防衛大臣は自治体に対し資料を求めることができるとなっているが、応じなければならない義務はないと、防衛省は強制はできないと、岩屋防衛大臣は答弁しています。

市町村が住民の個人情報を自衛隊に提供する行為は個人のプライバシーの重大な侵害であると思います。

そこで質問なんですけど、個人情報保護法に基づきプライバシーの侵害に当たるかどうか、どう思われるか、お答えできますか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 個人情報の関係でございますので、担当課、総務課のほうから回答をさせていただきたいと思います。

個人情報保護法に照らして鑑みますと、地方公共団体の責務として、法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて個人情報の適正な取り扱いを確保する、このために必要な施策を策定し、また、これを実施する責務を有するとされております。

さらには、個人情報の利用については、目的の特定と、利用目的による制限を課してありまして、目的外利用等について事案を考えられる場合については慎重に対応をしていかなければならないというぐあいに考えております。

いずれにしましても、議員の御質問にあります個人情報保護法に基づき、プライバシーの侵害に当たるかどうかということについては、町のこの個人情報保護条例に基づき慎重な判断をしているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 何かすごく宇美町は優秀ですね。

それと、次に移りますが、9条の改定の狙いが、自衛隊を憲法に明記して自治体が保有する若者の名簿を強制的に見せることにあると、自衛隊が、自衛隊に協力すべきであると圧力をかけるのは、国と自治体が対等、平等な関係にあるという、地方分権にも逆行していると、こういう地方分権に逆行しているという指摘がありますが、これについてはどう考えるか教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 地方分権に逆行しているのではないかと御質問でございます。地方分権の流れの中で、平成19年4月、2000年の4月になりますが、このときに施行されました地方分権一括法により、法定受託事務と自治事務、この2つに分けられております。

御質問にあります住民基本台帳法に基づく事務は自治事務に分類されまして、本来、地方自治体が行う事務とされており、当町においても法律に基づき情報提供の判断を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 次に行きます。

自民党はあろうことに所属国会議員に、自身の選挙区の自治体が協力している状況を確認するよう文書で指示しています。地方交付税に頼りきりの自治体にとって、与党の国会議員からこうしたことを尋ねられれば圧力以外のものの何物でもないと感じます。

個人情報をも本人の同意なく提供することは難しいと、個人情報保護法を尊重する首長、町長が個人情報を出していないと答えれば、はいそうですかと地元の選出議員が引き下がるとはとても思われぬ。協力を求めるのは明らかであると思います。

ここで質問なんですけど、過去に国会議員からこういった協力を求められたことがあるのか、町長はいろいろな会議に出席されているわけなんですけど、その場で国会議員からこういった協力を求められたことがあるかどうか、町長じゃなくて総務課長でもいいんですけど、答えていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

議員の御質問にありますように、国会議員から過去に協力を求められたことはあるのかということですが、もちろんございません。仮に協力を求めるようなことがあったとしても、当町に関しましては、先ほど来お話ししておりますように法律に基づき、また、町で定めております個人情報保護条例に基づき厳正、厳格に対応、判断していきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 今、先日委嘱状が出されました自衛官募集相談員という方がいらっしゃいますよね。ついでに聞きますけど、こういう相談員の方というのはどういう仕事をされているのか、ちょっと、簡単で結構ですけど。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 自衛隊協力相談員という方が町内にいらっしゃいます。この方に関しましては、もちろん自衛官を、例えば息子さん、娘さんに持たれる保護者の方等々がなれることがほぼほぼでございます。

これらの方々に関しましては、まず一つ、自衛隊というものがどういったものであるのかとい

うことを町内いろんなところでお話をされる機会もありますし、また、その自衛隊への入隊に関して当然、自分の息子、娘さんを持たれている方々に対して、御自身の経験とか、御自身が今までいろいろ自衛隊入隊に関して経験されたことをアドバイスをされるようなポジションにいられます。

その方が足げに自衛隊の勧誘等をされているということはございません。あくまでも相談役的なポジションにいらっしゃるというところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 自衛隊の地方協力本部というのが全国に50カ所あります。その中で中学生の名簿提出を市町村に要求していたと、これ私調べましたら、21の地方協力本部があります。たまたま福岡県はありませんでしたけども、この中学生の名簿を出せと協力本部が言っているんですよ。中学生ですよ、名簿。このことについてどう考えるか答えていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 自衛隊による名簿の提出を市町村に要求された件ということです。また、中学生の名簿提出をということでございますが、今、議員がお話をされましたように、福岡県ではそういう事実は一切なかったという報告がなされております。

仮に提出した場合には、個人情報目的外利用につながる恐れがあると考えております。そういった事案については法律及び本町の個人情報保護条例に照らし適切に対応をしていくべきだと思いますし、厳格に対処することだと考えます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 最後になりますけども、これもまた例なんですけど、京都市個人情報保護条例は、市長及び市の機関がそれ以外の者に本人の同意なく個人情報を提供することを禁じ、個人情報の当事者が利用停止請求できる権利を明記しているという条例をつくっています。

宇美町も何か以前に住民基本台帳を何か見たとかラインをしたとかいう事件があっていましたね。そういうふうなことも含めて、宇美町でも利用停止請求を条例で策定してはどうかと思いますけど、町長、総括として、この件も含めてお答えできたらと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 今、議員のほうから前段で他の自治体のことに引き合いに出して、福岡県との、あるいは当町との比較を御質問をいただきましたけども、基本的に同じ自治体として、今、議員のほうから説明がありましたけども、我々詳細を確認しておりませんので、そういった詳細の状況確認もできないままに、他の自治体の動向について私どもがコメントをする立場にないということを御理解をいただきたいというふうに思っております。

そこで、今、自衛隊協力本部という一定の固有名詞を用いながらの御質問をいただいたところでございますけども、要は、先ほど来、担当課長が申し上げておりますとおり、個人情報の提供に関する、総体として御質問であろうかと、このように理解をいたしております。

こういった自衛官の募集名簿の要求云々ということで、特定の事案を引き合いに出されまして今の御質問をいただいているわけでございますけども、これもいわゆる個人情報の提供に関する条例にですね、抵触か否かというそういう判断のもとで、我々自治体として判断を下していかなければいけない事案であるというふうに捉えておりますので、そういったことからいきますと、当町では個人情報の保護に関する条例、これ第37条で当該の内容については定めをしておりますので、改めてまた別の条例を策定しなくても、この37条で十分に対応できると、このように判断をしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） わかりました。

以上をもって質問を終わらせていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時51分散会
